

小金井市子どもオンブズパーソン 令和6(2024)年度活動報告書



小金井市子どもオンブズパーソン相談室

目 次

はじめに

I 小金井市子どもオンブズパーソンの概要

1 小金井市子どもの権利に関する条例	2
2 小金井市子どもオンブズパーソン	3
3 小金井市子どもオンブズパーソン相談室	7
4 小金井市の概要	12

II 令和6年度の活動内容

1 子どもの権利学習について	14
2 広報啓発の状況	18
3 相談活動の状況	24
4 申し立ての状況	30

小さなあたたかさに気づくー新任子どもオンブズパーソンからのメッセージ	31
------------------------------------	----

5 事例紹介	32
6 令和6年度相談活動のまとめ	38

おわりに	40
------	----

巻末資料

小金井市子どもの権利に関する条例	42
小金井市子どもオンブズパーソン設置条例	45
小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則	48



はじめに

小金井市は、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、令和 4(2022)年度に、子どもオンブズパーソンを設置しました。制度発足から 3 年。市内の子どもたちや市民に少しずつ「子どもオンブズパーソン」の存在が知られるようになり、関係機関や地域社会のなかにも、「子どもの声に耳を傾けることの大切さ」が根づきはじめていることを実感するようになってきました。

その一方で、子どもオンブズパーソン相談室に「気持ちを伝えて、一緒に考えてもらおう」と行動に移すにはハードルの高さを感じている子どももいて、制度が“ある”だけでは十分ではなく、子どもたちにとって「安心して頼れる場」であるための方策を常に考える必要性を感じています。

「安心して頼れる場」とは何かについて考えてみると、①心理的安全性が確保され、②気持ちを共感してもらえ、③自分の感情の背景にあるものが何かを整理でき、④もやもやの解決方法を考えることができ、⑤自分でできることとオンブズパーソンに助けてもらうことを分離し、⑥もう大丈夫と思えるようになるまで寄り添ってもらい、⑦そうした過程を通じて生きる勇気を持つことができるようになる場だと解釈できます。子どもオンブズパーソン相談室では、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに寄り添い、対話や支援を通じて、自分は価値がある存在だと気づくことができ、くじかれそうになっている気持ちを回復できるような支援を心がけています。

小金井市には、子どもの権利に関する条例があります。ここに掲げられた 5 つの権利「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「ゆたかに育つ権利」「意見を表明する権利」「支援を受ける権利」を知り、理解し、活用することで、問題を解決する力を醸成することにつながると考えます。そのためには、市民にも、子どもにも、子どもの権利について広く知らせ、理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくらねばなりません。

そこで、子どもオンブズパーソン相談室は、令和 5(2023)年度から、小学校における子どもの権利学習として小学 6 年生を対象に授業を実施し、今年度も、すべての市立小学校 9 校で開催することができました。加えて、中学校にも広げていく準備段階として、中学校における子どもの権利学習用授業の検討を重ね、令和 7(2025)年度からすべての市立中学校で実施する運びとなりました。

さらに今年度は、学童保育所や児童館、保育園やこども園の職員研修にも力を入れ、「子どもにとって相談とは」「子どもがイヤな気持ちになる言葉がけとその理由」「子どもの最善の利益を第一に考えるとはどういうことか」などについて考察し、子どもの権利を保障する子ども支援のあり方について検討する機会を積極的に設けていきました。

この３年間の子どもオンブズパーソン設置の効果をふりかえってみると、a.おとなは子どもの最善の利益を保障するためにどのような子どもへのかかわり方をすればよいのか、b.市は子どもの権利を保障するための子ども施策をどのように展開すればよいのか、c.子ども自身が子どもの権利を知り活用するためにはどうすればよいのか、などについて考える機会が増え、その成果として、子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるきっかけにつながっていていることだと思います。

本報告書では、令和6(2024)年度における子どもの相談・救済活動や子どもの権利の普及啓発の実践をふりかえりつつ、制度の“現在地”を確認しながら、より安心できる居場所としての相談室、そして子どもの権利を実現する地域社会のあり方についても見つめなおす機会にしたいと考えています。

今後とも、小金井の子どもたちの声が大切にされる社会となるよう、尽力してまいりますので、引き続きご支援のほどよろしくお願いいたします。

小金井市代表子どもオンブズパーソン

半田 勝久



小金井市子どもオンブズパーソンの概要

- 1 小金井市子どもの権利に関する条例
- 2 小金井市子どもオンブズパーソン
- 3 小金井市子どもオンブズパーソン相談室
- 4 小金井市の概要

I-1 小金井市子どもの権利に関する条例

「小金井市子どもの権利に関する条例」は、平成21（2009）年3月の市議会定例会で可決され、平成21（2009）年3月12日から施行されました。

この条例の基となった「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、平成元（1989）年の第44回国連総会において採択され、平成2（1990）年に発効しました。日本は、平成6（1994）年に批准しています。

小金井市では、平成13（2001）年の「小金井市長期総合計画、第3次基本構想前期基本計画」及び「のびゆくこどもプラン 小金井」に、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念に基づく、子ども自身が十分尊重される地域社会の土台作りとしての子どもの権利条例制定の検討を記述しました。

その後、平成15（2003）年9月4日に小金井市子どもの権利条例策定委員会に対し、「（仮称）子どもの権利に関する条例策定」について諮問し、平成18（2006）年3月30日に答申を受け、この条例の制定に至りました。

策定の経過では、市内保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校生世代の保護者と子どもたちへのアンケートや、市民会議・子ども会議の開催、パブリックコメント等を実施しました。

子どもの願い（前文）

- ・子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。
- ・子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。
- ・子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。

大切な5つの権利

安心して生きる権利

- 命が守られ、大切にされること
- 病気になったら病院などでみてもらえること
- いじめられたり、乱暴されたりしたら助けてもらえること

自分らしく生きる権利

- 自分らしさが大切にされること
- 自分の秘密が守られること
- 心と体を休ませる時間を持てること

ゆたかに育つ権利

- 学ぶこと
- 遊ぶこと
- スポーツを楽しむこと
- 自然に親しむこと

意見を表明する権利

- 自分の考えや意見が大切にされること

支援を受ける権利

- つらいとき、困ったときに周りの人たちに助けてもらえること

おとなの役割

家庭の役割

子どものことを第一に考えて育てます。
子どもが安心して成長できるように育てます。

地域の役割

みんなで子どもの権利をまもります。
子どもが安心して成長できるように育てます。

学校などの役割

自分の力で育ったり、学んだりできるように助けます。
事故などが起きないように、安心と安全を守ります。

市の役割

子どもの権利がまもられるまちをつくっていきます。
子どもの意見が活かされるようにします。
子どものために、市の仕組みを整えます。

I-2 小金井市子どもオンブズパーソン

1 経緯

小金井市では、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って、「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定しました。その後、国においても児童福祉法が児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念を踏まえた形で改正するなど、子どもを権利主体とする子どもの権利保障の動きがある中、条例制定から10年経過したことを契機に子どもの悩みに関する実態を市内小学校4年生から中学校3年生の全校児童生徒にアンケート調査した結果、半数の子どもは悩みがある時だれかに相談できている一方、8人に1人が相談したいけどできないと感じていたり、4割の子どもは嫌なことがあったと記憶していて、その内の3割は嫌なことがあった場合に我慢すると回答しています。また、子どもが相談するのは家族や友達が多く、既存の相談機関は子どもにとって気軽に相談できる場ではないことや、学校と家庭以外に知り合いがいない子どもが3人に1人いるという地域の希薄化が伺える調査結果も判明しました。（青少年問題協議会子どもアンケート（2019年10月実施））

このことから、相談先に挙がっていた家族や友人など身近な人からの権利侵害については、相談しづらい状況があると分析し、子どもが相談してもいいんだと思え、ワンストップで困りごとに寄り添った対応のできる機関が必要と考え、小金井市子ども・子育て会議内に子どもの権利部会を設置し、検討を開始。下記のような経過を経て、令和4（2022）年4月に市長が子どもオンブズパーソンを2名委嘱、9月から相談室を開設し、相談等の活動を開始しました。

年 月	内 容
2009（H21）年 3 月	「小金井市子どもの権利に関する条例」制定
2018（H30）年 12 月	平成 30 年第 4 回市議会定例会にて 30 陳情第 37 号「子どもの最善の利益を保障する「子どもオンブズパーソン」の設置を求める陳情書」が採択
2019（R1）年 10 月	市立小学校 4 年生から中学校 3 年生約 4,800 人を対象に「子どもの悩みや考えの実態」に関するアンケートを実施
2020（R2）年 3 月	「のびゆくこどもプラン 小金井」を子どもの権利条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画と位置付け、「小金井市子どもオンブズパーソン」の設置、早期発見と早期対応による相談・救済体制の充実に向け、子ども・子育て会議に子どもの権利部会を設置し、小金井市における子どもの権利救済機関の設置に向けた検討を開始
2021（R3）年 5 月	「（仮称）子どもオンブズパーソンの基本的な考え方（案）」についてパブリックコメントを実施（17 人、延べ意見 60 件） キッズカーニバルにて「子どもの権利救済機関設置に向けた説明会」及び子どもの意見聴取（WEB アンケート）を実施
同年 12 月	令和 3 年第 4 回市議会定例会に「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」を上程
2022（R4）年 2 月	子どもの権利に関する条例に基づいた「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」が市議会で全会一致可決

2 制度

小金井市子どもの権利に関する条例第16条の規定に基づいた、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済の仕組みとして、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例及び小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則では、下記のとおり定めています。

(1) 設置目的（第1条・子どもの権利に関する条例第16条）

子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくる。

(2) 職務内容（第3条）

- ・子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・子どもの権利の侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告等を行うこと。
- ・子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。
- ・前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

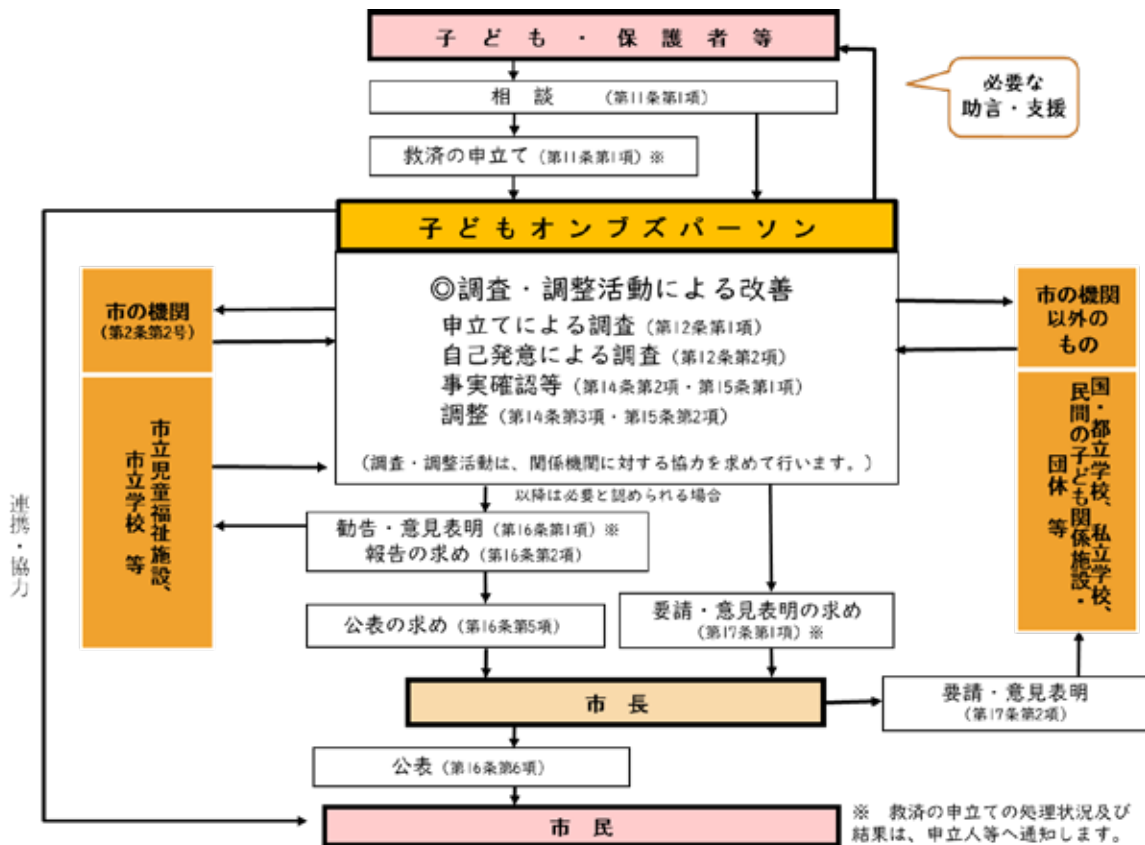
(3) 子どもオンブズパーソンの責務（第8条）

- ・職務を行うに当たっては、子どもの権利を実現するために、子ども一人一人に寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、当該子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくよう努めなければならない。
- ・子どもの権利の侵害の早期発見及び予防に努めなければならない。
- ・専門性のある立場から公正に職務を遂行しなければならない。
- ・関係する市の機関等と連携し、及び協力し、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- ・子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的行わなければならない。
- ・その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- ・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 子どもオンブズパーソンへの協力（第9条・第10条）

- ・市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。
- ・何人も、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(5) 権利侵害に関する相談・救済の仕組み（第11条から第17条）



(6) 子どもオンブズパーソン会議（規則第3条）

- ・機関運営や広報啓発に関することや個別ケースへの対応方針について、全体で合議が必要な協議・検討を行うため開催

令和6年度開催回数

（単位：回）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
回数	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	25

3 体制

(1) 子どもオンブズパーソン 2人

- ・人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱（任期3年、3人以内）
- ・それぞれ独立してその職務を行い、必要に応じて合議により行います。

※令和7年3月31日現在

氏名	所属等
半田 勝久（代表子どもオンブズパーソン）	日本体育大学体育学部准教授（教育制度学、教育法学、情報科学、子ども支援学）
村井 朗子	弁護士（弁護士会多摩支部子どもの権利委員会、多文化共生プロジェクトチーム所属）

※令和7年4月1日、3人目のオンブズパーソンとして竹内麻子氏が就任しています。

(2) 相談・調査専門員 3人

- ・子どもオンブズパーソンの職務の遂行を補助し、相談室における相談・調査対応、子どもの権利についての普及啓発等を行います。
- ・児童福祉（社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等）、教育（教員免許）または、心理（臨床心理士、公認心理師）等の資格を有し、子どもに関する相談や指導等の経験が2年以上ある者

(3) 事務局 1人

- ・子どもオンブズパーソンの活動支援、市組織との連携・調整等を行います。

(4) 主な活動場所

名称：小金井市子どもオンブズパーソン相談室

開室時間：平日 13:00～19:00

土曜 10:00～16:00（木・日・祝・年末年始を除く）

所在地：小金井市中町 3-9-10 Costa4 階

（JR中央線 武蔵小金井駅南口から徒歩7分）

電話：0120-770-977（子ども専用フリーダイヤル）

042-388-4370（おとな用）

メールフォーム：<https://logoform.jp/f/WkPUM>



I-3 小金井市子どもオンブズパーソン相談室

1 対象

18歳未満の子ども（市内在住、在学、在勤）の子どもの権利侵害に関する事項（ただし、在学・在勤については当該事案が市内で起こったもの。また、高等学校等18歳未満の子どもと同様の施設に在籍している20歳未満の者も対象）

2 相談方法

あ 会って・電話で

フリーダイヤル(子ども専用)

0120-770-977

おとな用 **042-388-4370**

相談できる曜日・時間

月・火・水・金	午後1時～午後7時
土	午前10時～午後4時

メールで いつでも

専用入力フォームから相談できるよ





てがみ 手紙で いつでも

あてさき
〒184-0012
こがねいし なかちょう
小金井市中町3-9-10 Costa4階
こ 子どもオンブズパーソンあて



3 相談の流れ



【子どもオンブズパーソン】 開設・運用にあたって

このたび小金井市では、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、「子どもオンブズパーソン」を開設しました。「子どもの権利」を尊重した地域づくりに向けて、みなさまからのご理解、ご協力をお願いいたします。

「子どもの権利」を尊重した地域づくりとは？

- ◆小金井市では、子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、2022年2月に「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」を制定しました。
- ◆「子どもオンブズパーソン」とは、子どもたちを取り巻く複雑な問題(いじめ・体罰・差別・不登校・虐待など)に悩む一人ひとりの子どもの「困った」を受けとめ、子どもの権利の侵害からの救済に取り組む機関です。
- ◆子どもは今を幸せに生きる権利があります。子ども時代の「今」を自分らしくひとりの人間として、生き生きと安心して暮らせるための権利が等しく保障されなければなりません。そのため私たちおとなは、健やかに成長できる環境をつくっていく必要があります。
- ◆子どもオンブズパーソンは、子どもがのびのびと育つまち小金井を実現するために、子どもの気持ちを第一に考えた相談支援を展開し、子どもの権利が尊重されるまちづくりを目指しています。

子どもにやさしいまちづくりを目指すため、
みなさまのお力を貸してください！

小金井市子どもオンブズパーソン設置の経緯

- 2009年3月 「小金井市子どもの権利に関する条例」制定。
- 2020年3月 「のびゆくこどもプラン小金井」を子どもの権利条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画と位置付け、「小金井市子どもオンブズパーソン」の設置、早期発見と早期対応による相談・救済体制を充実に向け、小金井市における子どもの権利救済機関の設置に向けた検討を開始。
- 2022年2月 子どもの権利に関する条例に基づいた「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」が議会で可決。
- 同年9月1日 子どもオンブズパーソン相談室開設。(中町3-9-10 Costa4階)

問い合わせ先:小金井市児童青少年課(☎042-387-9847)

1 みんなで守ろう「子どもの権利」

子どもは誰もが、今を幸せに生きる権利を持っています。子ども一人ひとりが生き生きと自分らしく安心して成長・発達していくために、子どもの権利はとても大切なものです。2009年に制定した「小金井市子どもの権利に関する条例」では、子どもの権利を5つ定めています。

1. 安心して生きる権利

命が守られること、いじめ、差別、暴力を受けないこと、適切な医療が受けられること、愛情と理解をもって大切に育てられること、成長にふさわしい環境で生活できる権利などを指します。

2. 自分らしく生きる権利

個性や他者との違いが尊重され、プライバシーが守られ、安心できる場所で自分を休ませる時間を持って、自分の気持ちや思っていることが大切にされ、いろいろな方法で表す権利などを指します。

3. ゆたかに育つ権利

学ぶこと、遊ぶこと、文化、芸術、スポーツに親しむこと、仲間をつくること、自然に親しむことなどを通して自分をゆたかにしながら、生きる力を十分に発揮して成長できる権利などを指します。

4. 意見を表明する権利

自分の考えや意見を十分に表すことができる機会が大切にされ、表明された考えや意見が年齢や成長にふさわしい形で尊重される権利などを指します。

5. 支援を受ける権利

困ったり、つらい気持ちになったとき、誰かに迷惑をかけてしまったときに、市や周りの人たちから適切な支援を受けることができる権利を指します。



2 子どもオンブズパーソン (子どもの権利救済機関) の重要性

- ◆子どもの権利侵害は、子どもを取り巻く環境において、どんな場所・時でも起こる可能性があるということを、私たちおとなが常に意識することが大切です。
子どもが、「辛い」「苦しい」と思うことがあれば SOS を発信できるまちをつくっていくことが重要になります。
子どもオンブズパーソンでは、子どもたちの悩み・苦しみを受け止め、一緒に解決方法を探すことによって、子どもたちの「困った」を取り除くことを目指します。

～子どもオンブズパーソン(子どもの権利救済機関)の特徴～

- ・ あらゆる子どもの権利侵害に関する相談・救済機関であること。
- ・ 子どもの最善の利益を第一に考慮し、子ども主体の解決を目指すこと。
- ・ 子どもに寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくことを活動の基本としていること。
- ・ 関係調整や調査をする機能※を有し、それでもなお権利侵害が続く場合は勧告等を行うことができること。
- ・ 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。
- ・ 活動によって、子どもの権利が実現されるまちづくりを目指していること。

※条例により、職務の独立性と権限を規定

3

子どもの権利の専門家

子どもオンブズパーソンの仕事



相談に対する
助言・支援

申立て等に基づく
救済活動

子どもの権利の
普及啓発

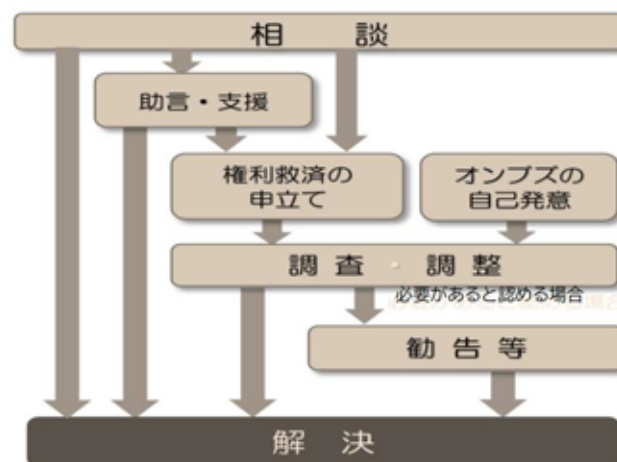
子どもの権利を実現する文化及び社会づくり

大切にしていること

- ◆子どもは自分に関わる問題を解決していくための主体であるということ
- ◆子どもの「意見を表明する権利」を尊重し、子ども自身が本来持っている力を引き出すことに尽力しつつ、子どもにとって一番良い方法は何なのかを一緒に考えていくこと

◆オンブズパーソンは、子どもから相談を受けた場合には必要な助言や支援を行い、子どもの意見を尊重しながら、その子どもにとって一番良い解決方法を一緒に考えます。
申立てに至らない相談支援の段階でも、子どもの希望に応じて、子どもオンブズパーソンが関係者・関係機関等に対して、相談者の子どもの気持ちを代弁するなど、相談者の立場への理解を深め、問題解決を目指すための対応も行います。

- 相談・救済の流れ -



4 オンブズパーソンのサポート役 「相談・調査専門員」

◆相談・調査専門員は、日常的な相談業務を担い、子どもたちからの「困った」を最初に受け止める専門職です。専門的知見を活かし、子どもの権利の侵害に関する支援・救済のスタートから、オンブズパーソンとともに対応していきます。



5 本人の能力を引き出す相談支援



◆子どもが成長する過程においては人間関係などの問題がたくさん起きることでしょう。自分で解決策を見つけたり、行動したりする経験は、次に同じような問題に直面した際に大きな糧となり、子ども自身の生きる力の増強にもつながります。オンブズパーソンは、相談や支援の過程において、常に子ども自身のエンパワメントとそのための周囲への働きかけを心がけていきます。そうした活動を積み重ねることで、子どもが安心して健やかに育つことができる環境づくりを目指します。

みなさんのご協力で、子どもにやさしいまちに！

子どもオンブズパーソンは、子ども一人ひとりの人権や個性が尊重され、健やかに成長することができる文化・社会をつくる一翼を担いますが、そのためには、市民のみなさまのご協力が欠かせません。

“協力”と聞くと、何かしなければならないのでは？と身構えてしまうかもしれません。でも実際は、どんな小さなことでもいいのです。まずは、子どもの権利って何、子どもオンブズパーソンってどんな機関、ということを知っていただくことも大切な“協力”なのです。

皆さん一人ひとりが、「子どもたちのために協力できること」を意識していただければ、相互作用し、小金井市全体の子どもの権利を支えるものになっていきます。少しずつの積み重ねが、子どもの権利が尊重され、いかされるまちづくりにつながっていきます。

子どもにやさしいまちは、市民みんなにとってもやさしいまちです。一緒に子どもの権利を尊重した、人にやさしいまちづくりを目指していきましょう！

I-4 小金井市の概要

1 基礎情報（令和6（2024）年4月1日現在）

自治体名	東京都小金井市
位置・地勢	面積：11.30 km²（東西、南北約4 km） 特徴：東京都のほぼ中央（都心から約25 km）にあり、小金井公園や武蔵野公園、国分寺崖線など、緑や水が豊かな、自然の残る環境がある。また、東京学芸大学、東京農工大学、法政大学などの教育機関や、国の研究機関などが設置され、文教都市としての性格が強い住宅都市である。 
人口、世帯数	124,677 人、63,067 世帯（令和6年4月1日現在）
18歳未満人口	18,539 人
保育園・幼稚園	認可保育園 市立5園、私立39園 幼稚園 私立6園、国立1園 認定こども園1園
小学校	市立9校、国立1校
中学校	市立5校、国立1校、私立3校
特別支援学校	都立1校（小学部・中学部）
高校	全日制：都立2校、私立3校、定時制：都立1校



市イメージキャラクター「こきんちゃん」

令和 6 年度活動内容

- 1 子どもの権利学習について
- 2 広報啓発の状況
- 3 相談活動の状況
- 4 申し立ての状況
- 5 事例紹介
- 6 令和 6 年度相談活動のまとめ

Ⅱー1 子どもの権利学習について

1 小学校における子どもの権利学習

子どもオンブズパーソンでは、令和5年度から「子どもの権利学習」として、市立小学校6年生を対象に子どもの権利の授業を実施しています。授業では、「子どもの権利とは何か?」、「子どもの権利を大切に作る・守るとはどういうこと?」という2つのテーマを子どもたちとともに勉強します。まず、子どもの権利は、「自分らしく幸せに生きるために生まれたときから誰もがもっているあたりまえのもの」とであるということを子どもに知ってもらいます。そして、学校で学んだり、おしゃれをしたり、ゲームをしたり、といった日常生活で当たり前に行っていることが、できること・守られることが子どもの権利であることを伝え、これらの出来事が「小金井市の子どもの権利に関する条例」における5つの権利と深く結びついていることを、学んでももらいました。

また、子どもの権利は自分だけではなく相手にもあるということ、自分の権利と相手の権利が衝突した場合はどうしたらよいか、ということ、ワークブックを用いながら子どもたちに考えてもらい、自分の気持ちを大切にもらう権利があると同時に、相手の気持ちを尊重することの大切さについて、理解してもらいました。

令和6年度は、市立小学校9校で計986人の小学校6年生に授業を行いました。

【ワークブック「小金井市子どもの権利に関する条例を知ろう!」】



※ワークシートを含む発行物はホームページで全ページ紹介しています。

(1) 実施結果

ア 対象

全市立小学校6年生（30クラス986人）

イ 実施日

令和6年5月22日から令和6年12月19日までの間で学校希望日時より決定計12回（クラス別授業1校、2クラス合同授業1校、学年合同授業7校）

学校名	学級数	児童数	実施日	実施時間	講師
小金井第一小学校	3	110	5/28(火)	4時間目（学年合同授業）	半田
小金井第二小学校	3	87	10/29(火)	2時間目（学年合同授業）	村井
小金井第三小学校	4	155	9/7(土)	3・4時間目（2クラス合同授業）	村井・事務局
小金井第四小学校	3	99	7/2(火)	2・3時間目（クラス別授業）	半田・村井 事務局
東小学校	4	126	5/29(水)	5時間目（学年合同授業）	村井
前原小学校	3	93	6/21(金)	4時間目（学年合同授業）	半田
本町小学校	3	89	6/7(金)	6時間目（学年合同授業）	村井
緑小学校	4	128	12/19(木)	3時間目（学年合同授業）	半田
南小学校	3	99	5/22(水)	5時間目（学年合同授業）	村井

ウ 内容

ワークブック「小金井市子どもの権利に関する条例を知ろう！」及び動画「3分でわかる！子どもの権利@小金井」を用いて、①「子どもの権利って何だろう？」②「権利を大切に作る・守るとは？」の2テーマについて考える。

エ 結果（回答数：児童493人、教員10人）

① 児童アンケート

満足度：4.4点（5点満点）

理解度・小金井市には「子どもの権利に関する条例」がある 89%

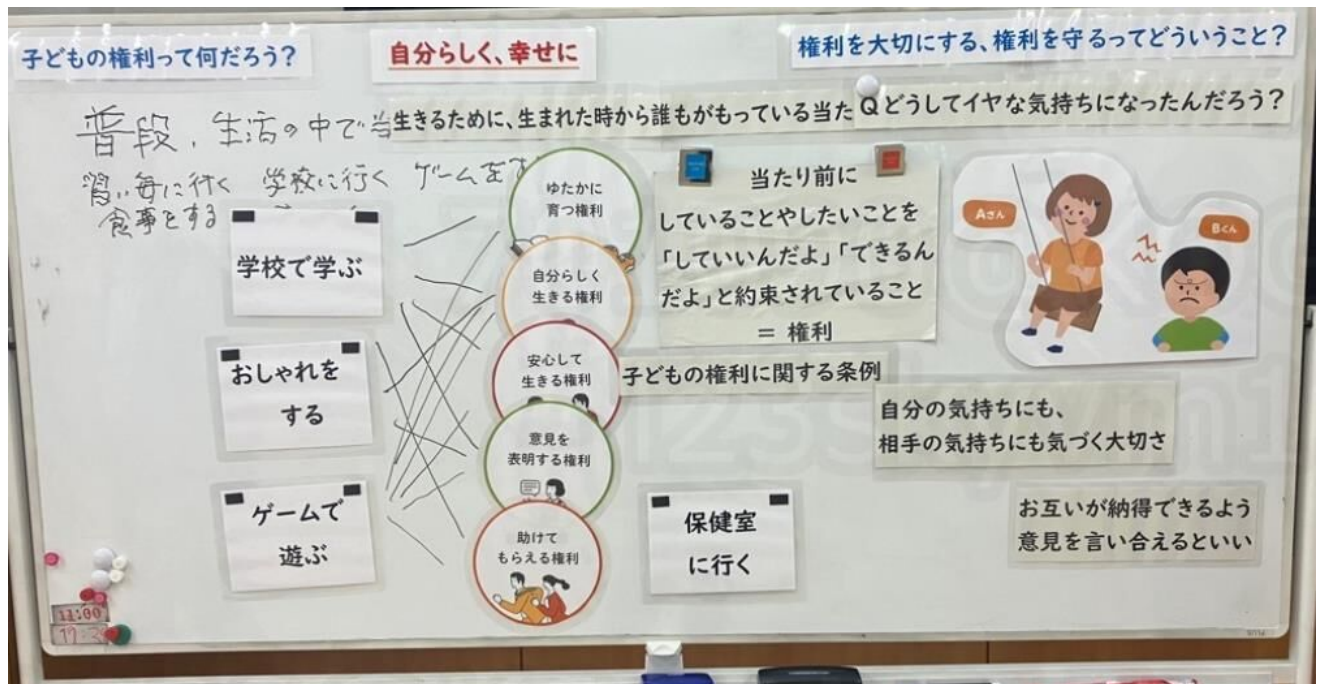
- ・「子どもの権利」は「自分らしく、幸せに生きるため」に一人一人が持っているもの 84%
- ・何か言われてイヤな気持ちになるのは気持ちを無視されるから 46%
- ・「子どもの権利」は自分だけではなく、相手にもある 86%

主な感想の傾向：自分にも他者にも権利があるため、相手のことを考えて行動していきたい、という思いや、嫌なことがあったら「イヤ！」と言っていいんだという気づきが見られました。また、小金井市が「子どもの権利に関する条例」を多摩26市で最初に制定したことについて、驚きや誇りに思う意見も寄せられました。さらに、嫌なことや困ったことがあったら、子どもオンブズパーソンに相談したい、という声も複数ありました。

② 教職員アンケート

満足度：5点（5点満点）

主な意見の傾向：子どもの人権や権利条例について身近な例を用いて説明したこと、動画を活用して子どもたちの意見を集めながら進めた授業形態、児童の発言に共感を示した姿勢を、評価いただく声が多く寄せられています。一方で、子どもたちに配布したリーフレットの内容を、もう少し詳しく説明したがほうがよい、という意見もありました。



2 中学校におけるいじめ予防授業

子どもオンブズパーソンでは、子どもの権利学習以外にも、「いじめ予防授業」の出前講座を実施しています。令和6年度は、はじめて中学校で授業を行いました。

授業では、なぜいじめを許してはいけないのか理解をしてもらうため、実際にあったいじめ自死事件を例に話をします。そして、いじめ被害者の心情をコップにたとえ、人はつらいことが続くとコップに水がたまり、その水が溢れると自分を傷つけたり死に追いやることがあること、そして、いじめは被害者だけではなく加害者の心にも傷を残すことを説明しました。

また、いじめの加害者でも被害者でもない「傍観者」が実は多いこと、しかし、傍観者がいじめ被害者に「大丈夫？」と声をかけることで、被害者の気持ちが軽くなることを伝え、今後いじめの場面に遭遇した時に何ができるか学んでももらいました。

なお、いじめ予防授業は小学校でも実施しています。令和6年度は緑小学校5年生を対象に授業を行いました。(P 19)

(1) 実施結果

ア 実施校及び対象学年

小金井第二中学校全校生徒（453人）

イ 実施日

令和7年1月25日（土）4時間目

ウ 内容

いじめがなぜいけないのか実例をもとに理解し、実際にいじめに遭遇したときに何ができるかを考える。

エ 結果（アンケート回答数：生徒275人、教員8人）

① 生徒アンケート

満足度4.4点（5点満点）

主な感想の傾向：いじめ加害者と被害者の思いの違いから他者を傷つける可能性があるため、今後自分の言動に気を付けたいこと、実際にいじめに遭遇したらいじめ被害者に寄り添い「大丈夫？」との声かけをしたい、などの感想が多く寄せられました。

② 教員アンケート

満足度：4.5点（5点満点）

主な意見の傾向：いじめ加害者の話が聞けたこと、いじめの四層構造を図などで説明したことで生徒にも理解しやすく、授業後も生徒たちが話題にしていたことから、授業のメッセージが確実に生徒に伝わったことを評価していただきました。一方で、対象が中学生のため人権侵害の違法性にも触れてほしかった、授業の内容について隣の子と話をする時間があってもよかった、との意見が寄せられました。

Ⅱー2 広報啓発の状況

1 関係機関等への周知・広報の状況

制度や相談室の案内、活動の状況などについて以下の方法でお知らせしました。

【市長への報告】

令和5年度活動報告書を発行し、令和6年7月19日に、子どもオンブズパーソン設置条例第18条の規定に基づき、理事者（市長・副市長・教育長）に対し、活動内容について報告しました。



【連絡会・会議等】

小中学校校長会（3回）、民生委員児童委員協議会総会・合同定例会、子どもの居場所推進連絡会、子どもの権利に関する条例検討部会、民生委員児童委員協議会会長会、子ども・子育て会議、子どもの権利部会、公立保育園園長会、民間保育園園長会、民間幼稚園園長会、青少年問題協議会、青少年健全育成6地区連合会、児童館職員定例打合せ会、ゲートキーパー養成研修

【プレスリリース】

「小金井市子どもの権利セミナー 落語で学ぼう。子どもの権利&子どもオンブズパーソン令和5年度活動報告会」の実施について（令和6年7月17日）

【その他】

子育て情報冊子「のびのび小金井っ子」、子育て情報サイト「のびのびーの！」（運営：小金井市子育て・子育て支援ネットワーク協議会）、市報（令和6年7月15日号）、ホームページ、X（旧 Twitter）で広報するとともに、中日新聞等の取材対応を行いました。また、東京学芸大学附属小金井小学校、東京学芸大学附属小金井中学校、都立小金井特別支援学校、武蔵野東中学校を訪問してあいさつを行い、教育委員会指導室とは意見交換を行いました。

2 子どもに対する周知・広報の状況

【機関紙】

機関の周知とともに子どもへ活動内容を報告するため、子どもオンブズパーソン通信05号（9月）、06号（2月）を発行、公立私立全学校児童・生徒へ配布しました。（各16,000部）



【受験生へのチラシ】

10月には教育委員会指導室の協力のもと、高校受験を控えた市立中学3年生に対し、子どもオンブズパーソン相談室を紹介したチラシを配布しました。（900部）



【学校での活動】※子どもの権利学習については別掲（P 14）

日程	活動等	対象
5月14日	子どもオンブズパーソン啓発カードの配布 (16,000部)	国立・公立・市立小学校～ 高等学校
9月13日	いじめ予防授業	緑小学校5年生
12月3日	朝礼挨拶	南小学校全校生徒
1月22日	道徳授業地区公開講座「子どもの悩みとどう 向き合うか～子どもの権利授業と子どもオ ンブズパーソンの活動を通じて～」	小金井第二小学校 保護者他
随時	ポスター掲示	国立・公立・市立小学校～ 高等学校
随時	オンブズBOX設置	市立中学校
随時	学校だより等への掲載（学校による広報）	小金井第二小学校、小金井 第三小学校、小金井第四小 学校、緑小学校、南小学校 他



【その他】

学校からの依頼を受けて中学生の職場体験を受け入れました。中学生には、子どもオンブズパーソン相談室が、普段どのような相談を受けているか模擬面談を受けてもらい、「相談者」「相談員」双方の立場を体験してもらいました。

日程	学校名	参加人数
11月1日	市立小金井第二中学校	5人
11月21日	市立小金井第二中学校	2人
2月13日	市立南中学校	3人

3 子どもの権利セミナー& 子どもオンブズパーソン令和5年度活動報告会の実施

日 時：令和6年7月26日（金） 18：45～20：30

場 所：小金井 宮地楽器ホール 小ホール

参加者：53人



- 内 容：第1部 子どもの権利落語
 出演者 入船亭扇蔵氏（落語家・真打）
 第2部 トークセッション
 出演者 入船亭扇蔵氏（落語家・真打）
 半田勝久、村井朗子
 （子どもオンブズパーソン）
 第3部 令和5年度活動報告会
 出演者 半田勝久、村井朗子
 （子どもオンブズパーソン）



4 その他のイベントへの出展

キッズ・カーニバルKOGANEI 2024

日 程：令和6年6月8日（土）・9日（日）

場 所：小金井 宮地楽器ホール マルチパーパススペース

内 容：ブース出展

「子どもの権利の虹を作ろう」と題して子どもたちに、最近あった「うれしかったこと」「モヤモヤしたこと」などをカードに書いてもらい、その気持ちが子どもの権利条例の5つの権利のうち、どれに当てはまるかを考えてもらいながら「子どもの権利の虹」を作りました。

参加者：453人



5 研修・視察等

(1) 視察等

年月	視察先自治体名
5月28日	世田谷区 せたがやホッと子どもサポート
12月15日	小金井（しょうがねえ）を変えちゃう人の会

(2) 視察等の受け入れ

年月	自治体名
4月19日	武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課
5月22日	小金井市こども家庭センター新任職員
6月21日	豊島区 としま子どもの権利相談室（相談室及び権利学習視察）
7月2日	武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課（権利学習視察）
8月2日	私立高等学校 生徒
8月8日	中央区議会議員（大学生1名、高校生2名同行）
8月22日	流山市子ども家庭部子ども家庭課
9月25日	東京学芸大学 学生
10月29日	大阪府大東市議会未来づくり委員会
11月20日	福岡県大牟田市議会市民教育厚生委員会
1月14日	千葉県流山市議会教育福祉常任委員会
3月12日	長野県長野市こども未来部こども政策課

(3) 研修等への講師派遣（おとな向け）

日程	名称	講師
6月4日	社会福祉法人雲柱社 学童保育所職員研修	子どもオンブズパーソン
7月23日	世田谷区 令和5年度せたがやホッと子どもサポート活動報告会	子どもオンブズパーソン (パネラー参加)
10月31日	児童館職員研修	子どもオンブズパーソン
12月3日	光明第二保育園職員研修	子どもオンブズパーソン
12月12日	小金井けやきの森認定こども園職員・保護者研修	子どもオンブズパーソン
1月31日	こむぎ保育園職員研修	子どもオンブズパーソン



(4) 研修・報告会等への参加

年月	研修名
4月30日	内部研修 「子どもオンブズワークについて考える」
5月19日	南小コミュニティスクールを考え実践する会
7月20日	子どもの人権講座 「子どもの権利って何だろう～身近なところから考えよう～」
7月23日	世田谷区 令和5年度せたがやホッと子どもサポート活動報告会
8月30日	認知症サポーター養成講座
9月22日	豊島区 令和5年度としま子どもの権利相談室活動報告会
10月5日	第1回 子どもの相談・救済機関首都圏フォーラム
10月8日	世田谷区 子どもの権利に関するシンポジウム
11月17日	松本市 「松本子どもの権利の日」市民フォーラム
1月17日	福祉総合相談窓口における事例研究会
1月25日	明治安田こころの健康財団 発達障害・専門講座Ⅱ 「子どものいじめを防ぎ、その傷を広げないために」(WEB)
2月3日	庁内障がい者理解促進研修 「障がい者差別の解消を目指して ～職場を元気にする人権とは～」
2月19日	東京都 「在住外国人の安全・安心について考える情報交換会」
2月22日 23日	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2024 名古屋
2月24日	子どもの相談・救済に関する全国関係者会議
2月28日	ゲートキーパー養成研修

子どもオンブズパーソン 相談の流れ

つらい・悲しい気持ちになったり、困ったら…

たとえば、学校で…
「家」に、ともに過ごされたい…
でも、どうして？ 理由がわからない…

たとえば、家で…
家族の争いで自分の時間が…
家族に話しても分かってもらえない…

ひとりで悩まずに、相談してね！

電話、会って相談、メールや手紙で、あなたの気持ちや考えを話してね。

安心してね！

どんなことでもいいよ
秘密は、たれにも言わないよ
お金は、かからないよ
名前も、言わなくてもいいよ

解決する方法をいっしょに考えよう！

あなたの気持ちをききながら、解決するために必要なことを調べよう。
一番いい方法を、いっしょに考えよう！
関係する人や機関にも協力をお願いするよ。

解決！「困った」が「もう大丈夫」になるまで、あなたの気持ちを大事にするよ。

気軽に相談してね！

会って・電話で
フリーダイヤル（平日のみ利用）
0120-770-977
FAX 042-388-4370
（相談できる曜日・時間）4月～9月、10月～3月（年末年始は除く）
（受付時間）平日 午前10時～午後7時 土・日 午前10時～午後4時

メールで
専用入力フォームから相談できるよ
FAX 0120-0122
小倉井市市民センター10F 相談室
子どもオンブズパーソンまで

手紙で
〒134-0032
小倉井市市民センター10F 相談室
子どもオンブズパーソンまで

どんなことでもいいよ 秘密を守るよ お金はかからないよ

発行：小倉井市子ども家庭相談室 少年課

子どもの権利を実現する 小金井市 子どもオンブズパーソン

05号 6月8日、9日の2日間 通信

キッズカーニバルKOGANEI 2024

今年も参加しました！

最近、
という気持ちになったのは、
どんなときか色紙に書いて、
5色にわけた虹に貼ってもらい、
“子どもの権利の虹”を完成
しました！約450人の方が
参加してくれました！

子どもの権利の虹

相談室に、貼ってあるよ！
見に来てね！

小倉井市子どもオンブズパーソン相談室
〒134-0012 小倉井市市民センター3-9-10 Costa 4階
TEL 0120-770-977

市内の中学生が… 半田オンブズに特別インタビュー！

市内の中学生
1年生の課外活動で、
部活動はサッカーと弓道です。
好きな食べ物は「カレーライス」です。

半田オンブズ
大学の先生です。
専門は労働法をみることです。
好きな食べ物は「シューマイ」です。

相談室まで2年が経つということで、
今日は半田オンブズにインタビューを
したいと思っています。よろしくお願いします。

これまでの相談で、
どんな相談が多いですか？

①「学校」に関することとあれば、
どういうことですか？

そういうことで相談してもいいんだ。

「学校」に「家」に関することは
どんな相談ですか？

小倉井市子どもオンブズパーソン相談室の
ここはすごいって言うことはありますか？

中学生からの相談はありますか？

相談するとうるさんですか？

わかりました。最後にみんなに
メッセージをお願いします。

何か伝えたいこと、困っていることがあるときは、気軽に相談室に来てください。
まわりの人に言いにくいけど言えないときには代わりに伝えることもできます。

図1 どんな相談があったのかな

家	15%
友達	36%
自分	26%
学校	23%

図2 どんな方法で相談したのかな

半田	6%
電話	26%
メール	32%
面談	36%

表1 相談者内訳

小学生	低学年	9人
小学生	高学年	22人
中学生		8人
高校生		8人
合計		47人

図表は令和4年9月～令和5年3月
の手ごしらえの相談履歴を基に

2024 活動報告

7月26日に宮地楽器ホールにて
「第10回子ども権利の日」を開催！

「子どもの権利学習」を
全市立小学校の6年生にスタート！

子どもの権利について知ろうと7月26日（土）に宮地楽器ホールで開催しました。
会場は宮地楽器ホールに満員でした。

全市立中学校に、「オンブズBOX」を
設置しています！

市内の子どもたちに知らせたいので、
見つけてください！

T 専門員の推しごと

山登りが好きです。自然の中で心も体も鍛えられます。
そして、山頂から見る富士山、山頂で食べるごはんは格別です！
みなさんも自分の好きなことを大切にしてください。

富士山登山コースは、
山頂まで約1.5時間です。
山頂からは、
富士山の絶景が望めます。

山頂からは、
富士山の絶景が望めます。
山頂からは、
富士山の絶景が望めます。

子どもオンブズパーソン 相談の流れ

つらい・悲しい気持ちになったり、困ったら…

たとえば、学校で…

たとえば、家で…

たとえば、友達と…

たとえば、先生と…

ひとりでは悩まずに、相談してね！

電話、会って相談、メールや手紙で、あなたの気持ちや考えをきかせてね。

どんなことでもいいよ

秘密は、だれにも言わないよ

お金は、かからないよ

名前も、言わなくてもいいよ

解決する方法をいっしょに考えよう！

あなたの気持ちをききながら、一歩いい方法をいっしょに考えよう！

解決するために必要なことを決めるね。必要があるときは、関係する人や機関にも協力をお願いするよ。

解決！

「困った」が「もう大丈夫」になるまで、あなたの気持ちを大事にするよ。

気軽に相談してね！

会って・電話で

フリーダイヤル(子ども専用)

0120-770-977

お宅用 **042-388-4370**

受付時間: 月・火・水・金 午前10時～午後7時 土 午前10時～午後4時

メールで

専用入力フォームから相談できるよ

手紙で

〒134-9012 小金井市中央3-9-10 Costa4階 子どもオンブズパーソンまで

どんなことでもいいよ 秘密を守るよ お金はかからないよ

実行: 小金井市子ども家庭発達支援青少年課 相談窓口: 小金井市子どもオンブズパーソン

子どもの権利を実現する 小金井市 子どもオンブズパーソン 通信

06号 2025.02

大切な5つの権利があります

ゆたかに育つ権利

学ぶこと、遊ぶこと、スポーツや自然に親しむこと

安心して生きる権利

命が守られ、大切にされること、いじめられたら助けてもらえる、病気になったら病院でみてもらえること

自分らしく生きる権利

自分らしさが大切にされること、自分のひみが守られること、心と体を休ませる時間をもてること

意見を表明する権利

自分の考えや意見が大切にされること

育ちながら生きる権利

困ったり、辛い気持ちになったときに、まわりの人たちに助けてもらえること

小金井市子どもオンブズパーソン相談室

〒134-9012 小金井市中央3-9-10 Costa 4階

☎ 0120-770-977

子どもオンブズパーソン相談室にはこんな相談が寄せられました

※プライバシー保護のため内容等はすべて変更しています

1 子どもオンブズパーソン相談室の対応

今つきあっている彼女と元カレが連絡をとっているのとまわりの人からささいに、彼女に連絡したいが嫌われそう。どうしたらいいか気持ちがモヤモヤしている。

モヤモヤな気持ちをきかせてもらいながら、自分の気持ちを整理するお手伝いをしました。彼女に元カレのことをきいたら元カレがささいなことで、彼女にどんな気持ちかわかっていた。今後どうしたいかを一緒に考えていきました。

2 クラスの友だちと最近うまく話さなくなって、ちょっとささいな気持ちです。自分から話しかけるのが苦手です。どうすればいいかわかりません。

クラス友だちと最近うまく話さなくなって、ちょっとささいな気持ちです。自分から話しかけるのが苦手です。どうすればいいかわかりません。

3 クラスの友だちと最近うまく話さなくなって、ちょっとささいな気持ちです。自分から話しかけるのが苦手です。どうすればいいかわかりません。

クラス友だちと最近うまく話さなくなって、ちょっとささいな気持ちです。自分から話しかけるのが苦手です。どうすればいいかわかりません。

4 クラスの友だちと最近うまく話さなくなって、ちょっとささいな気持ちです。自分から話しかけるのが苦手です。どうすればいいかわかりません。

クラス友だちと最近うまく話さなくなって、ちょっとささいな気持ちです。自分から話しかけるのが苦手です。どうすればいいかわかりません。

5 クラスの友だちと最近うまく話さなくなって、ちょっとささいな気持ちです。自分から話しかけるのが苦手です。どうすればいいかわかりません。

クラス友だちと最近うまく話さなくなって、ちょっとささいな気持ちです。自分から話しかけるのが苦手です。どうすればいいかわかりません。

カタルシス効果ってなに？

カタルシス効果とは、気持ちをリラックスさせる効果です。気持ちをリラックスさせることで、気持ちを整理することができます。

モヤモヤを吹き飛ばす方法

- 好きなことをする(お風呂、音楽を聴く、絵を描くなど)
- 友達や家族に話して、気持ちを吐き出してもらう
- 体を動かす
- 日記を書く(自分の気持ちを書く)
- 深呼吸をする(鼻から大きく息を吸って、口からゆっくり吐き出す)

モヤモヤな気持ちになったときに、大切な話をきいて、思いっきり泣いたり笑ったり、涙や汗を流すことで、気持ちをスッキリさせます。

自分の気持ちを整理することは、自分を大切にすることです。自分を大切にすることで、周りの人にも優しくなれます。

クロスワードパズルに挑戦しよう！

クロスワードパズルは、言葉を当てはめるパズルです。言葉を当てはめることで、言葉を覚えることができます。

横の言葉

1. 学校で勉強する場所

2. 学校で勉強する場所

3. 学校で勉強する場所

4. 学校で勉強する場所

5. 学校で勉強する場所

縦の言葉

1. 学校で勉強する場所

2. 学校で勉強する場所

3. 学校で勉強する場所

4. 学校で勉強する場所

5. 学校で勉強する場所

1. 答えは裏表紙にあるよ

Ⅱ-3 相談活動の状況

1 新規相談

新規相談とは、相談者から相談室に寄せられた、新しい内容での最初の相談をいいます。

同一の相談者でも相談期間が重ならず、別件での相談は新規相談としています。

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の状況は以下のとおりです。

(1) 令和6年度の新規相談

令和6年度の新規相談件数は48件でした。

ア 相談者別・月別内訳

新規相談の相談者別・月別の内訳（構成比）は以下のとおりです。

新規相談の48件のうち、子どもからの相談は26件で、おとなからの相談は22件でした。

月別で見ると、6月と10月が一番多く各7件で、次に1月の6件でした。子どもからの相談が一番多かった月は6月の5件で、おとなは10月の4件でした。

令和5年度に比べ、子どもからの相談の割合は、56.1%から54.1%と2%減少しましたが、前年度に続き、全体の相談の半数以上は子どもからでした。

表－1 相談者別・月別新規相談件数 (単位：件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
子ども	令和6年度	1	2	5	1	0	1	3	1	2	4	3	3	26
		(2.0%)	(4.1%)	(10.4%)	(2.0%)	(0.0%)	(2.0%)	(6.2%)	(2.0%)	(4.1%)	(8.3%)	(6.2%)	(6.2%)	(54.1%)
	令和5年度	3	3	3	0	2	4	4	1	6	2	2	2	32
		(5.3%)	(5.3%)	(5.3%)	(0.0%)	(3.5%)	(7.0%)	(7.0%)	(1.8%)	(10.5%)	(3.5%)	(3.5%)	(3.5%)	(56.1%)
おとな	令和6年度	1	3	2	3	2	3	4	1	0	2	0	1	22
		(2.0%)	(6.2%)	(4.1%)	(6.2%)	(4.1%)	(6.2%)	(8.3%)	(2.0%)	(0.0%)	(4.1%)	(0.0%)	(2.0%)	(45.8%)
	令和5年度	2	4	1	2	1	2	4	1	5	2	0	1	25
		(3.5%)	(7.0%)	(1.8%)	(3.5%)	(1.8%)	(3.5%)	(7.0%)	(1.8%)	(8.8%)	(3.5%)	(0.0%)	(1.8%)	(43.8%)
月別計	令和6年度	2	5	7	4	2	4	7	2	2	6	3	4	48
		(4.1%)	(10.4%)	(14.5%)	(8.3%)	(4.1%)	(8.3%)	(14.5%)	(4.1%)	(4.1%)	(12.5%)	(6.2%)	(8.3%)	(100%)
	令和5年度	5	7	4	2	3	6	8	2	11	4	2	3	57
		(8.8%)	(12.3%)	(7.0%)	(3.5%)	(5.3%)	(10.5%)	(14.0%)	(3.5%)	(19.3%)	(7.0%)	(3.5%)	(5.3%)	(100%)

・構成比(%)は、小数点第2位以下切り捨てのため合計が100とはならないことがあります。(以下の図・表も同様です。)

イ 相談項目別内訳

相談項目別内訳では、「学校教職員の対応」が13件と最も多く、次に「対人関係」の7件となっています。「行政の対応」と「心と身体の悩み」、「学習・進路」が、それぞれ5件でした。「自分の考え・気持ちを話す場」が4件となっています。

「不登校」が3件で「いじめ」が2件となっています。「ネットトラブル」と「家庭・家族」、「子育て」がそれぞれ1件となっています。相談の項目としては12と多岐にわたっていました。

(単位：件)

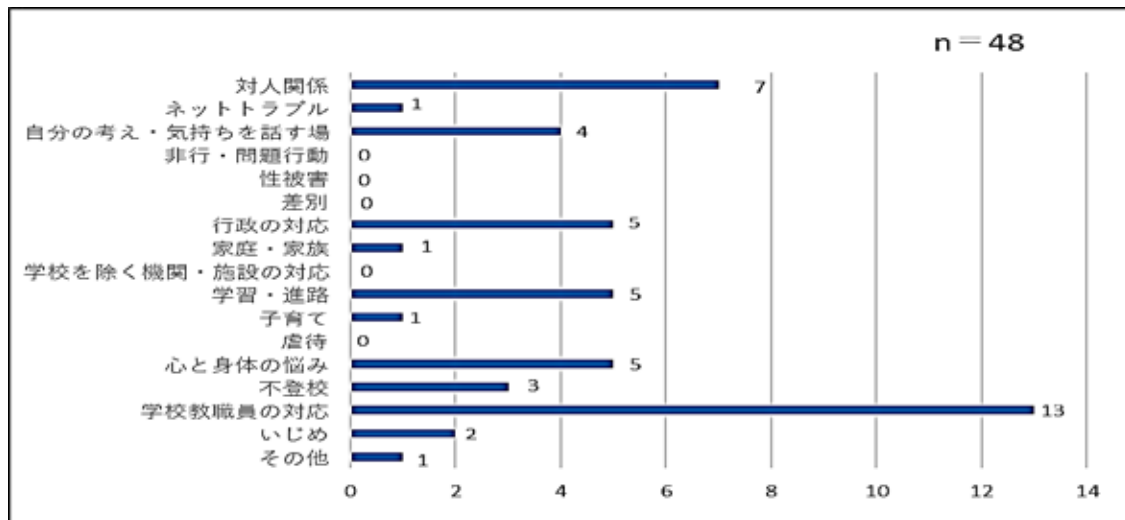


図-1 相談項目の内訳

ウ 相談方法別内訳

新規相談の相談方法別では、「電話」が22件（子ども9、おとな13）と最も多く、次に「面談」が15件（子ども11、おとな4）、「メール」が10件（子ども5、おとな5）、「手紙」が1件（子ども1）でした。

令和5年度と比較すると、電話の割合が増加し、面談の割合はほぼ変わりがなく、30%以上の水準を保っています。

表-2 相談方法別件数

(単位：件)

		電話	面談	メール	手紙	計
子ども	令和6年度	9	11	5	1	26
	令和5年度	9	12	9	2	32
おとな	令和6年度	13	4	5	0	22
	令和5年度	13	6	6	0	25
合計	令和6年度	22	15	10	1	48
	令和5年度	22	18	15	2	57

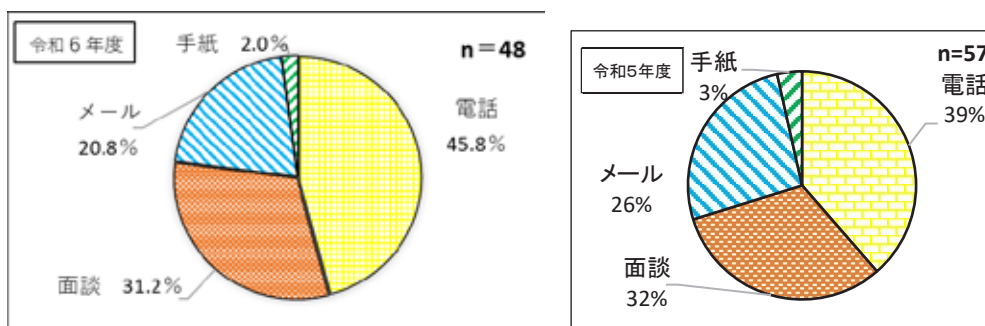


図-2 新規相談の相談方法別割合

エ 子どもとつながることができた割合

新規相談の48件の中で、子どもと相談室がつながることができた件数は34件で、昨年と同様に7割以上は子どもから直接声を聴くことができました。

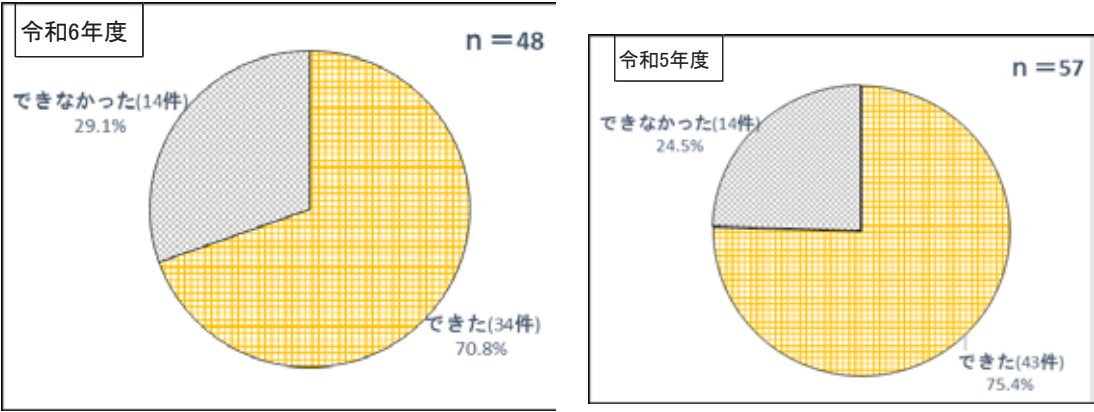


図-3 子どもとつながることができた割合

オ 相談の対象となる子どもの所属内訳

相談の対象となる子どもの所属は、「小学校」に在学している子どもに関する相談が31件（64.5%）で最も多く、次に「中学校」12件（25.0%）、「未就学」が3件（6.2%）で、「高校世代」からは2件（4.1%）の相談がありました。

令和6年度の小学生対象の相談の割合（64.5%）は、令和5年度の（56.1%）と比べ、8.4%増加しました。

表-3 相談対象となる子どもの所属 (単位：件)

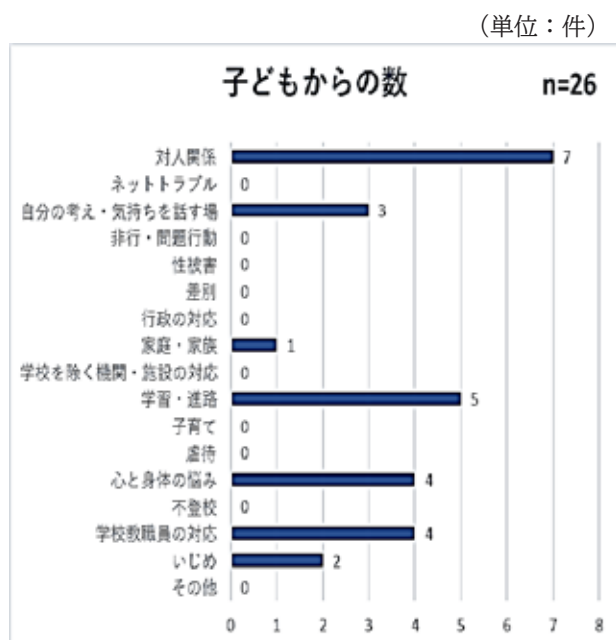
	未就学	小学校						小学校 学年不明		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年			
令和6年度	3	1	3	2	9	3	10	3		
	(6.2%)	(2.0%)	(6.2%)	(4.1%)	(18.7%)	(6.2%)	(20.8%)	(6.2%)		
令和5年度	4	3	3	6	3	9	8	0		
	(7.0%)	(5.2%)	(5.2%)	(10.5%)	(5.2%)	(15.7%)	(14.0%)	(0.0%)		
	中学校			中学校 学年不明	高校			高校世代 学年不明	その他	合計
	1年	2年	3年		1年	2年	3年			
令和6年度	1	4	5	2	2	0	0	0	0	48
	(2.0%)	(8.3%)	(10.4%)	(4.1%)	(4.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100%)
令和5年度	9	3	3	0	2	2	0	2	0	57
	(15.7%)	(5.2%)	(5.2%)	(0.0%)	(3.5%)	(3.5%)	(0.0%)	(3.5%)	(0.0%)	(100%)

(2) 新規相談者が子どもの場合

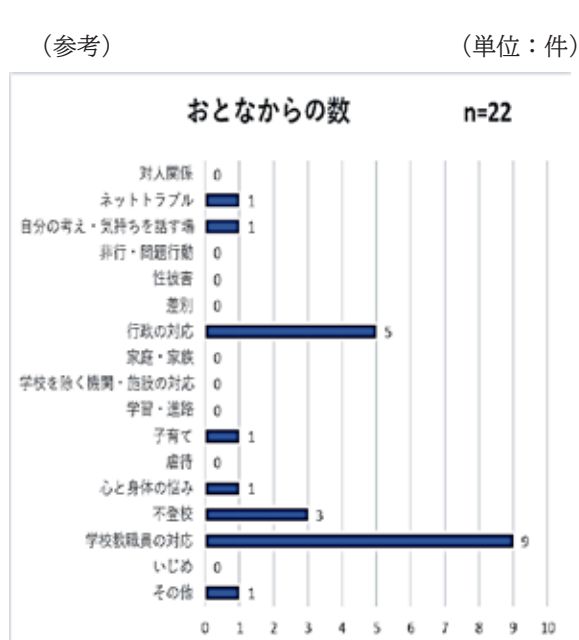
令和6年度の新規相談が子どもからだった26件の内訳は以下のとおりです。

ア 相談項目別内訳

新規相談者が子どもの場合は、「対人関係」が最も多く7件となっています。次に「学習・進路」が5件、「学校教職員の対応」と「心と身体の悩み」がそれぞれ4件、「自分の考え・気持ちを表す場」が3件でした。「いじめ」が2件で、「家庭・家族」1件でした。



図ー４ 新規相談者が子どもの場合の相談項目別件数



図ー５ 新規相談者がおとなの場合の相談項目別件数

イ 相談者の所属内訳

新規相談者が子どもの場合、最も多かったのは小学校6年生で10件、次に中学校2年生と小学校4年生の4件でした。子どもの新規相談者のうち、小学校高学年が61.5%、中学校が26.9%、高校世代からの相談はありませんでした。

令和5年度と比較すると、中学生からの相談は1件減少しましたが、令和6年度の子どもからの相談の所属内訳の割合としては増加しました。

表ー４ 新規相談者が子どもの場合の子どもの所属

(単位：件)

	未就学	小学校						小学校 学年不明		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年			
令和6年度	0	0	1	1	4	2	10	1		
	(0.0%)	(0.0%)	(3.8%)	(3.8%)	(15.3%)	(7.6%)	(38.4%)	(3.8%)		
令和5年度	0	2	1	1	3	7	4	0		
	(0.0%)	(6.3%)	(3.1%)	(3.1%)	(9.4%)	(21.9%)	(12.5%)	(0.0%)		
	中学校			中学校 学年不明	高校			高校世代 学年不明	その他	合計
	1年	2年	3年		1年	2年	3年			
令和6年度	0	4	3	0	0	0	0	0	0	26
	(0.0%)	(15.3%)	(11.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100%)
令和5年度	6	2	0	0	2	2	0	2	0	32
	(18.8%)	(6.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(6.3%)	(6.3%)	(0.0%)	(6.3%)	(0.0%)	(100%)

2 活動状況

活動回数とは、子どもオンブズパーソン相談室が相談に対して活動した回数をいいます。新規相談の受付、その後の相談者とのやりとりの他、関係者・関係機関への相談対応、調整、情報収集等が含まれます。

(1) 令和6年度の活動状況

令和6年度の新規相談48件に、令和5年度からの継続件数の5件を加えた、53件に対する、令和6年度の活動回数は、231回でした。

ア 月別の新規相談件数と活動回数

月別に見た、令和6年度の活動回数が最も多いのは、7月の33回で、次に多いのは3月の24回でした。

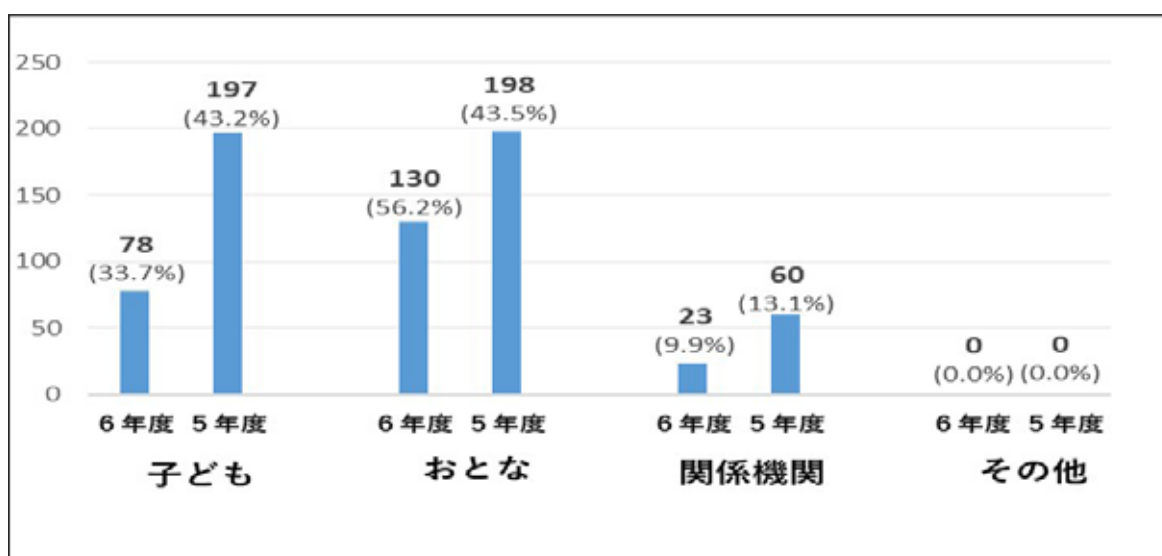
表－5 月別の新規相談件数と活動回数 (単位：件・回)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規相談(件)	令和6年度	2	5	7	4	2	4	7	2	2	6	3	4	48
	令和5年度	5	7	4	2	3	6	8	2	11	4	2	3	57
活動(回)	令和6年度	18	16	13	33	22	20	23	17	18	19	8	24	231
	令和5年度	25	38	28	50	34	37	50	25	47	49	39	33	455

イ 対応先別・月別内訳

対応先別の活動回数としては、「おとな」が130回で、「子ども」が78回、「関係機関」とは23回となっています。

(単位：回)



図－6 対応先別の活動回数

ウ 活動回数別内訳

令和6年度の新規相談件数の48件に、令和5年度からの継続件数の5件を加えた53件のうち、1回の活動で終了したケースは19件でしたが、2回以上の活動をしたケースは34件で、全体の64.1%でした。

1件あたりの平均活動回数としては、令和6年度が4.3回で、令和5年度の7.9回と比べると減少しています。

最も多いのは、2～5回の21件で、31回以上活動したケースは1件ありました。

表－6 活動回数別のケース数

(単位：件)

	活動回数	1回	2～5回	6～10回	11～20回	21～30回	31回以上	合計
ケースの数	令和6年度	19	21	8	4	0	1	53
	令和5年度	17	24	7	4	4	3	59

エ 手段別内訳

令和6年度の手段別活動回数は、「電話」が一番多く94回でした。このうち、子どもが18回で、おとなが62回、関係機関が14回でした。

次に多いのは、「メール」で89回でした。このうち子どもが29回で、おとなが55回、関係機関は5回でした。「面談」は40件で、このうち子どもが24回で、おとなが13回、関係機関が3回でした。令和6年度は、子どもとのやりとりは「メール」や「面談」が多く、おとなは「電話」が多い結果となりました。

関係機関への「訪問」は、1回でした。「手紙」は、子どもとのやりとりが、7回でした。

令和5年度と比較して、令和6年度は活動総数も各活動手段とも減少しました。

令和6年度の子どもとおとなの手段別の活動回数は、子どもはメールと面談が多く、おとなは、電話とメールが多くなっています。

表－7 手段別活動回数

(単位：回)

		電話	面談	メール	手紙	訪問	その他	計
子ども	令和6年度	18	24	29	7	0	0	78
	令和5年度	53	47	92	5	0	0	197
おとな	令和6年度	62	13	55	0	0	0	130
	令和5年度	143	27	28	0	0	0	198
関係機関	令和6年度	14	3	5	0	1	0	23
	令和5年度	46	2	6	0	6	0	60
合計	令和6年度	94	40	89	7	1	0	231
	令和5年度	242	76	126	5	6	0	455

Ⅱ-4 申立ての状況

令和6年度の申立ては、1件でした。

令和7年6月現在調査継続中のため、令和7年度の活動報告書において報告する予定です。

小さなあたたかさに気づくー 新任子どもオンブズパーソンからのメッセージ

子どもオンブズパーソン 竹内麻子

朝の通勤途中、近所の駐車場でよく見かけるサビ猫がいます。ぽってりと太っていて、ちょっと控えめな表情。「サビちゃん」と声をかけると、のそのそと歩いてきて足元に寄ってきてくれたり、小さく「にゃっ」と返事をしてくれたりします。

「今日はまだ朝なのになんだか疲れているなあ、」

という日でも、サビちゃんの姿を見るだけで、少しだけ笑顔になって、まるでゲームの中で残りライフがひとつ回復したみたいに、元気が湧いてくる感じがするから不思議です。

ふと考えると、私たちのまわりには、こうした“小さなあたたかき”がたくさんあるのかもしれませんが。風にふわりと漂う花のにおい。おひさまの温かさ。通りすがりに「おはようございます」とあいさつを交わした人の笑顔。誰かからもらった「ありがとう」の言葉。それは、大きな助けにはならないかもしれないけれど、日々積み重なって、心の奥にそっと寄り添ってくれます。

私たちは、自分が大切にされていると感じられたり、何気ないことでも誰かの役に立っているかもしれないと思えたりすると、「ああ、自分はここにいていいんだ」と心が落ち着きます。そして、そういう体験が、自分を好きでいられる気持ちにつながっていくように思います。

オンブズマンの役割のひとつに、子どもたちが「安心して、自分らしく過ごせる毎日」を守ることがあります。けれど、その安心感は、「相談」のような、特別なことからだけ生まれてくるものではないと思うのです。あたりまえのように過ぎていく毎日の中で、「うれしい」「ほっとした」「誰かがいてくれた」という小さな気持ちや体験を積み重ねられること——それも、子どもたちにとって大切な権利であり、豊かな人生に欠かせないもののひとつなのだと思います。

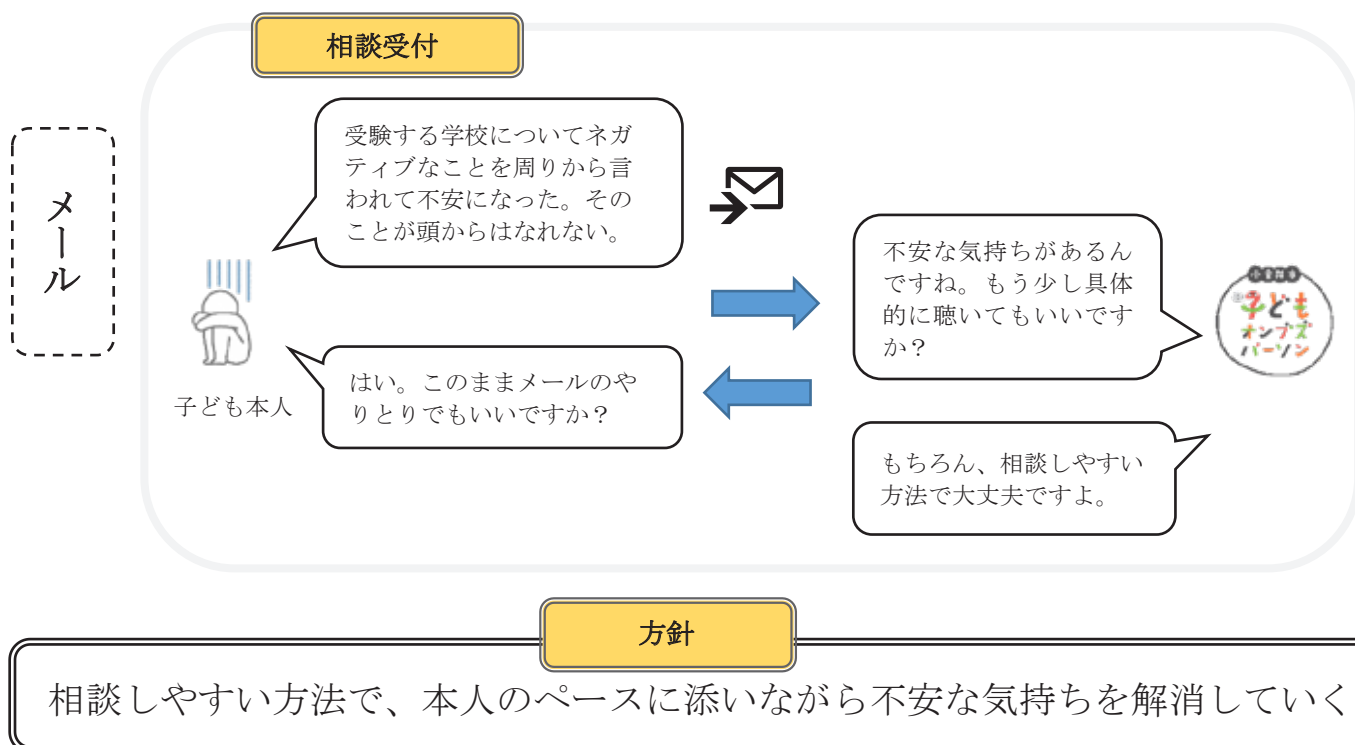
どうか、子どももおとなも、誰かと比べたり、がんばりすぎたりしないでいい時間を、毎日の中に少しでも持てますように。そして、みんなの近くにも、あたたかい目で見守ってくれる“サビちゃん”のような存在が、そっといってくれますように。そんなことを願いながら、小金井の子どもたちと、そばにいるおとなの皆さんのことを想っています。



Ⅱ-5 事例紹介

※個人が特定できないよう、内容を変更し作成した架空の事例を紹介しています。

相談例① メールのやりとりを繰り返したケース	
相談者	本人
子どもの所属	中学生
相談の主な内容	進路の相談
初回相談方法	メール
主訴	受験に向けて気持ちを整えていきたい。
調整概要	本人からメールで相談が入る。自分がどうしても行きたいと思っている高校があるが、友達や父親からその学校についてネガティブな話をされ、悩んでいるという相談。本人の不安な気持ちや頑張りたい気持ちをメールのやり取りの中で一つ一つ聴いていった。徐々に、口出しをしてくる保護者への不満はあるが、一方で自分に自信が持てない等、本人から様々な思いがあふれてきた。受験に向けて気持ちを整えたいという本人の思いが出てきたので、本人と一緒に気持ちを整えていく方法を一緒に考えていった。このようなやりとりを繰り返すうちに本人の不安な気持ちは薄れ、徐々に高校進学後のやりたいことなどの話にも展開し、最終的には、本人から「もう大丈夫」「志望校の受験を頑張りたい」という意気込みが話されたため終了となった。



メール



メールでのやりとりを繰り返す



子ども本人

私が進学したい学校には嫌な先輩がいると友達と言う。お父さんも大学進学のためにもっと勉強に力をいれた学校の方がいいと言ってきた。頑張ろうと思ってるのに。

友達もお父さんも心配してくれてるのかも。でも、言い方が強くて、たまにモヤモヤする。

今は応援してほしいです。自分が合格できるか不安だし。

頑張ろうと思う気持ち、素敵ですね。お友達とお父さんはどうしてそう言ってるのでしょうか。

そういう気持ちなんですね。どんな風に声をかけてもらいたかったですか？



子ども本人

お父さんが正論ばかり言うてる。むかつく。こんな内容でもメールしていいのかな・・・。

大丈夫ですよ。自分の気持ちをなんでも話してくださいね。



子ども本人

いつも自信がなくて。だから人の言うことが気になるのかも。今回の受験も不安だけど志望校を変えたくない。受験に向けて気持ちを整えたいです。

試してみました。最近自分なりに気分転換しています。

高校に入ったら部活にも入りたい。イメチェンとかもしたい。

不安になった時の気持ちを整えていく方法を一緒に考えてみましょう。たとえば・・・。

自分にあった整え方が見つけてよかったです。



まとめ



子ども本人

受験を頑張って、部活や自分のしたいことに挑戦していきます。



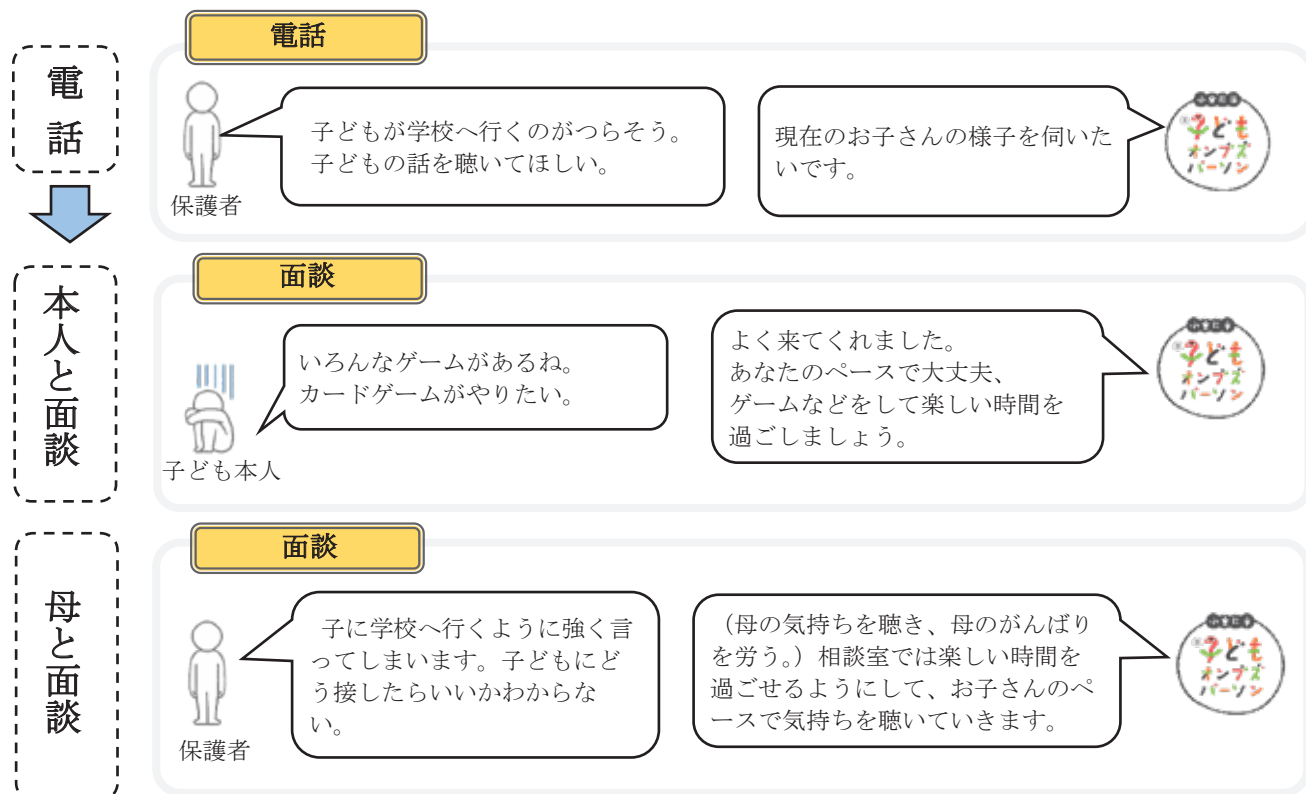
応援しています。またいつでも相談してください。



受験の悩みが主だが、回を重ねるごとに今まで溜めていた様々な気持ちが吐き出された。メールでのやりとりがちょうどよいとのことで、本人が不安になった時などに不定期にメールが届いた。本人からのメールに丁寧に応えながらやりとりを重ねていった。

相談例② 不登校の子どもに寄り添ったケース

相談者	本人
子どもの所属	小学生
相談の主な内容	学校に行きたくない気持ちがありつらい
初回相談方法	電話
主訴	つらい気持ちをどうにかしたい。
調整概要	本人の母から電話が入り、子どもが学校に行くのがつらそうなので気持ちを聴いてほしいとの相談。後日、親子で相談室に来所。初回面談は、本人が緊張している様子だったので、ゲームやたわいもない話をして緊張をほぐした。2回目以降の面談では、自分の気持ちを遊びながら話すカードゲームを用いて、子が少しずつ気持ちを話すようになった。相談員は本人のペースに寄り添いつつ気持ちを聴いていった。本人からは、「なぜ学校に行きたくないのか自分でもわからないから、どうして？」と周りからきかれると苦しい」「みんなの前で発表するのが嫌だ」との気持ちの吐露があった。本人の了承を得て本人の気持ちや考えを保護者と共有した。本人と相談員は電話やメールでやりとりを続け、気持ちの整理をしていった。現在、学校の支援を受けながら本人は無理のないペースで通学を続けている。相談室は引き続き見守りを続けている。



方針

子どものペースで気持ちを聴き、一緒に解決方法を考える



本人と面談

面談



子ども本人

どうして学校に行きたくないのときかれるのが嫌だ。みんなの前で発表するのが嫌だ。

いいよ。

(気持ちを話してくれたことに寄り添い聴いていく。)

お母さんにあなたの気持ちを伝えてもいいかな？



母と面談

面談



保護者

そうだったんですね。この子のペースに合わせて対応できるようにします。

(母にお子さんの気持ちを伝える。)

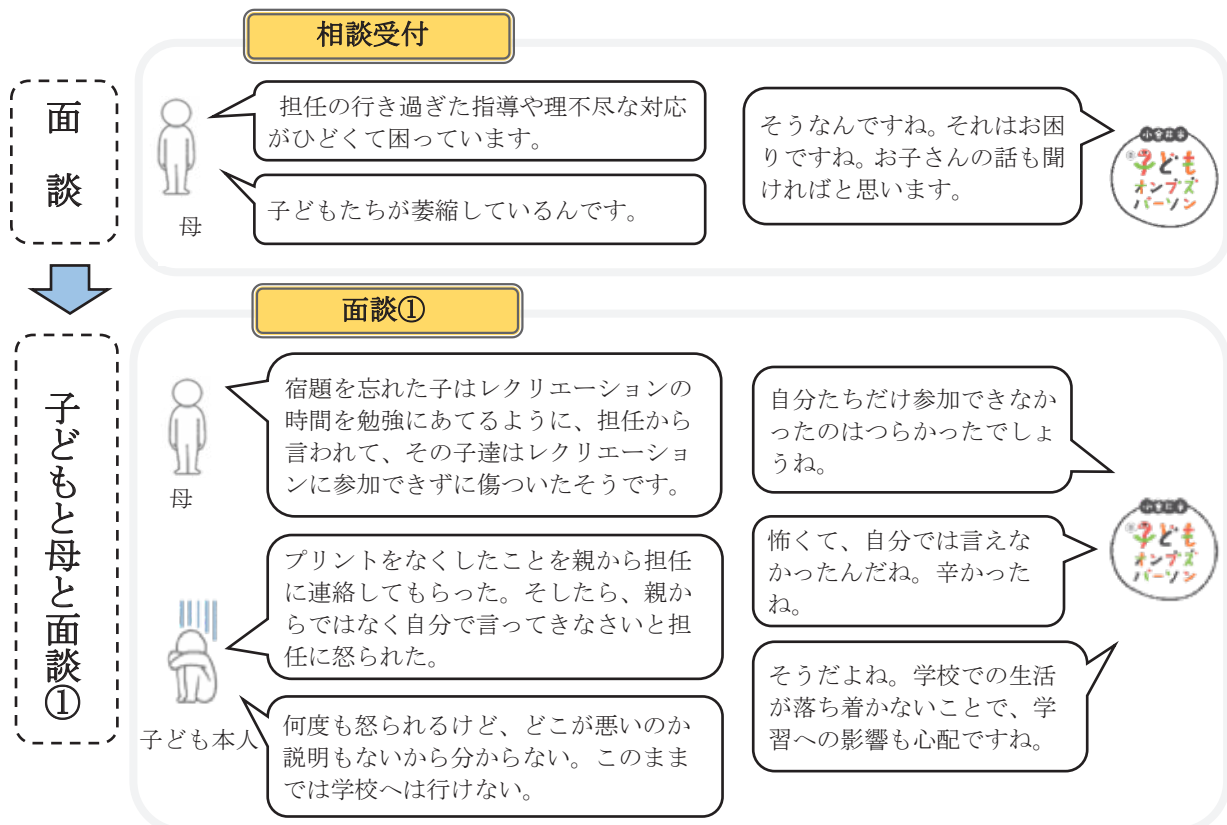


まとめ

子どもが望む方法で楽しい時間を過ごし、子どもが話したくなるのを待ち、子どものペースで関わっていくことで、子どもが徐々に気持ちを話してくれるようになっていった。気持ちを吐き出すことができ、母にも気持ちをわかってもらえたことで、表情が柔らかくなっている等の変化が見られるようになった。無理のないペースで通学を続けていて、相談室で見守りを継続している。

相談例③ 教職員の対応に対して、学校訪問し調整したケース

相談者	母
子どもの所属	小学生
相談の主な内容	学校教職員の対応
初回相談方法	面談
主訴	担任の対応が不適切で、子どもが萎縮している。
調整概要	母が直接相談室に来所する。担任から不特定多数の子どもに対して行き過ぎた指導や理不尽と思われる対応があり、子どもたちが萎縮しているといった相談。特に相談者の子どもは繊細な性格で、どのように対応してよいのか分からなくなることが多い。子どもが担任に質問しても、「6年生でしょ。そんなことは自分で判断しなさい。」などと、明確に答えてくれないところに不安を感じている。父は、担任に申し入れることで、学校側に特定され、子どもに不利益になるのではないかと心配している。後日、子どもと保護者で面談を行い、個人を特定できないように配慮したうえで、オンブズが校長に子どもの気持ちを伝えることとなった。校長との面談の結果、校長は子どもの気持ちを受け止め、不安を取り除くように、担任と改善策を協議するという話があった。オンブズから、校長との面談内容を子どもに報告し、子どもからは、「相談してよかった。」「気持ちが楽になりました。」という話があった。「何かあれば、また相談に来てください。」と伝え、相談を終了した。





子どもと母と面談②

面談②



子ども本人

他の子が叱られていても不安になる。気持ち悪くなるときもあるんだ。



母

父親は、担任には伝えないといけないと思うが、個人が特定されると、進路選択の際に不利益にはならないかと心配しています。

お友達のことで不安になるよね。担任以外で相談できる先生はいるのかな？

お子さんの将来を考えて、苦慮されているんですね。でも、担任には伝えたいというお気持ちなのですね。



方針

子どもが、安心して登校できるように学校訪問・調整を実施



学校訪問 + 調整

学校訪問

担任の言動によって、子どもたちが萎縮しているという相談があった。学校は把握しているか。

担任はやる気のある元気な教諭で、子どもたちから人気もあるが、状況を確認する。



相談者の名前は出さないでほしいと言われている。子どもの最善の利益の観点からご対応をいただきたい。

承知した。改善すべき点があれば、そうしたい。



指導を受けている子だけではなく、それを見聞きしている子も傷ついているとの話もある。

指導される子だけでなく不安に思ったり、不快に感じている子どもがいると思うので、しっかりと対応したい。

電話



当該教諭に確認した。問題である指導があったと認識し、指導した。本人も反省しており、改善方法を検討中である。

子どもたちが安心して学校生活を送れるように具体的な対応を引き続き、お願いする。



まとめ

電話



校長と話してきました。校長は、ちゃんと対応して改善するとの話がありました。

また、何かあれば相談してください。

相談してすっきりしました。担任も穏やかになった気がする。オンズズに伝えてもらって良かった。



子ども本人

Ⅱ—6 令和6年度相談活動のまとめ

1 新規相談

小金井市子どもオンブズパーソンは、令和4年9月の開設以来、子どもが直接相談できる場所ということだけではなく、「子どもにとってどうすることが一番良いのか」を第一に考えて運営してきました。令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の新規相談は、48件で、本市の人口規模からみて一定の水準を維持しています。このうち、子どもからの相談が26件で、おとなからの相談が22件でした。子どもからの相談の26件のうち、19件が小学生からで、7件が中学生からでした。

初回の相談方法として特徴的なのが、予約なしでの来所面談が15件(31.2%)で、このうち11件(22.9%)が子どもからの相談だったことです(表—2相談方法別件数、P25)。令和5年度も予約なしの来所面談が、全体の3割を占めていたことから、小金井市子どもオンブズパーソン相談室が相談しやすい場所と認識されていると考えられます。

また、「相談者別・月別新規相談件数(表—1、P24)」でみると、6月、10月、1月、5月の順に相談件数が多くなっています。これは、小学校6年生を対象にした、子どもオンブズパーソンによる権利学習や市立小学校での朝礼への参加をはじめ、市内全小学校、中学校、高校等への機関紙や啓発カードの配布を行った時期と概ね一致しています。

「相談対象となる子どもの所属(表—3、P26)」でみると、中学生を対象とした相談は、12件(25%)と、令和5年度の15件(26.3%)とほぼ同じ割合となり、昨年度同様、高水準を保っています。

子どもたちが、子どもオンブズパーソンによる権利学習や朝礼で直接的に接する機会を得ることで、相談室をより身近に感じることができるとともに、定期的に機関紙などの広報・啓発の物品を手にするすることで、子どもたちが直接相談することができる場所としての認知が深まっていると思います。これからも、子どもが相談しようと思えて、実際に相談しやすい、子どもオンブズパーソン相談室となるように普及活動に努めてまいります。

2 相談に対する活動状況

子どもオンブズパーソンでは、「子どもを問題解決の主体と捉え、子ども自身の気持ちを尊重し、子どもとともに解決方法を考えること」を相談・救済活動の基本としています。このため、子どもたちには、電話やメール、手紙だけではなく、可能であれば直接話を聴かせて欲しいと働きかけてきました。

令和6年度、はじめから直接子どもとつながることができたのは、「相談者別・月別新規相談件数(表—1、P24)」のとおり、54.1%でした。おとなからの相談であっても、直接子どもから話を聞くことを相談の基本姿勢としているため、積極的に子どもとつながることができるよう努めています。その結果、子どもと直接つながることができた割合(図—3、P26)は、48件中34件、70.8%で、昨年度(75.4%)に続き、7割以上の子どもとつながることができました。

「手段別活動回数(表―7、P30)」において、「面談」での相談は、子どもが24回で、おとなが13回でした。「電話」での相談は、子どもが18回で、おとなが62回でした。令和5年度に続き、面談は子どもが多く、電話はおとなが多くなっています。「メール」による相談では、子どもが29回で、令和5年度の92回から比較すると7割ほど減少しました。一方おとなは55回で、令和5年度の28回から倍近く増加しました。子どもとの「メール」の回数の減少は、年間をとおしてメールでやりとりをしたケースが終結したことや、相談方法が、メールから面談に変わったケースが複数あったためであると考えられます

このほか、令和6年度の活動状況において、「月別の新規相談件数と活動回数(表―5、P28)」をみると、活動回数が最も少ない月で8回、最も多い月で33回となっています。年間の活動回数は231回で、令和5年度の455回と比較すると減少していますが、令和5年度は、継続的にメールでやりとりしたケースが複数あったほか、親に対して長期間寄り添う必要があるケースが複数ありました。令和6年度においても、1つ1つの活動を相談者に寄り添いながら丁寧に対応してきました。

3 相談内容

令和6年度の相談項目の内訳について(図―4、図―5、P27)、「対人関係」は、7件中7件、「学習・進路」は、5件中5件が子どもからの相談でした。「心と身体の悩み」は、5件中4件が子どもからで、1件がおとなからでした。「自分の考え・気持ちを表す場」は、4件中3件が子どもからで、1件がおとなからの相談でした。一方「学校教職員の対応」の13件のうち、9件がおとなからで、4件が子どもからでした。「行政の対応」については、5件中5件ともおとなからの相談でした。

令和6年度は、12項目の相談がありました。その中で、子どもからの相談は、対人関係や自分の気持ち、学習進路など、身近な困りごとについての相談が多く寄せられました。これは、子どもオンブズパーソンが、学校の権利学習などで「どんなことでも相談していいよ」と、子どもたちに繰り返し丁寧に伝えてきた成果だと思われます。おとなからの相談は、学校教職員の対応や行政の対応などが多く、令和4年度・5年度に続き、「学校問題」の相談が多い傾向が見られました。

4 課題など

令和6年度は、令和5年度に続き幅広い世代より相談が寄せられました。中学生からの相談は、全体の25%の12件でした。一方で、高校世代からの相談は、2件(4.1%)で、令和5年度の6件(10.5%)から減少しました。

小学生からの相談は、年間で31件(64.5%)でした。そのうち高学年からの相談が22件で、低学年が6件、学年不明が3件となっています。

未就学児の相談は3件でした。子どもオンブズパーソンの認知度を高めるためにも、できるだけ幅広い世代へ直接アプローチをする啓発活動を実施していく必要があると認識しています。子どもが、自らの「困った」を気兼ねなく話することができる相談室となるように、子ども自身の気持ちを中心においた相談活動を大切にしていきます。

おわりに

弁護士として、いじめの予防授業を担当したり、少年事件を扱う中でお声がけいただき「小金井市子どもオンブズパーソン」に就任した日から、早いもので3年が経ちました。右も左も分からずに走り続けてきましたが、子ども達に直接権利の授業を通じて接したり、市内の小学校の朝礼などに呼んでいただく機会も増えました。

朝礼では、オンブズパーソンについて5分程度でコンパクトに分かりやすく説明をするというミッションをいただきます。このミッションには「オンブズのすごいところ3選！」等と題して、以下のような説明をしています。

まず1つ目は「オンブズパーソンは、みんなのじっくり話を聞くところ！」。

他の機関は親が最初の相談者となることが多い一方で、子ども自身が気軽に、じっくり相談できることこそがオンブズの特徴であり、アピールポイントです。

2つ目のすごいところは、「相談はひみつにするし、名前も言わなくてもいいところ！」。この点は、私達おとなであっても相談したこと自体を人に言われたくないと思う場合があります。子どもも実際、ずっと名前も言わないでニックネームを使って相談を続けてくれている子もいます。安心して相談することに繋がっているようです。

そして最後の3つ目は、「オンブズパーソンがみんなのかわりに話をしにいけるところ！」です。子ども達が望む場合には実際にみんなの声を関係者に届けることができるんだよ、というのは、子ども達からも新鮮な驚きをもって受け止めてもらえる点です。

今後も、じっくりと安心できる環境で子ども達に寄り添うことができているのか、振り返りながら、子ども達への説明と実態が乖離しないように、ひとつひとつの相談を大切に子ども達に寄り添っていきたいと思っています。

子どもオンブズパーソン 村井 朗子



巻末資料

- 1 小金井市子どもの権利に関する条例
- 2 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例
- 3 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則

小金井市子どもの権利に関する条例

平成21年3月12日制定

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第6条—第11条）

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障（第12条—第14条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第15条）

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済（第16条）

第6章 雑則（第17条）

付則

前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはぐくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようといういろいろな方法で表現しています。それらを真剣に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができます。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境が確保されることで、他者の考えに気付くように成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気が付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えてい

るのです。また、「愛情」「意思」「環境」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

第1章 総則

（条例が目指すこと）

第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにします。子どもは、その年齢や成長に応じ、おとなのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。

（この条例で使われることばの意味、内容）

第2条 この条例で使われている次のことばの意味は、それぞれのことばのあとに説明されているとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の市民や市とのかかわりを持っている人
 - (2) 親等 親と、親にかわって子どもを育てている人
 - (3) 育ち学ぶ施設 子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設
 - (4) 育ち学ぶ施設の関係者 育ち学ぶ施設をつかった人、管理する人、そこで働く人
- （人権の尊重）

第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つように努力します。また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、互いの人権を尊重しなければなりません。

（みんなが果たさなければいけないこと）

第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようにしなけ

ればなりません。

2 おとなは、子どもにとって最もためになることを第一に考えて、子どもの年齢と心身の成長にふさわしい支援を行うようにしなければなりません。

3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることとを十分理解した上で、他者を思いやり、互いの権利を尊重しなければなりません。

4 市は、子どもの権利を大切に、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られるようにしなければなりません。

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくります。

2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に行えるよう、その条件をできるだけ整えます。

3 市は、育ち学ぶ施設の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。

4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できるだけ力を貸してその活動を助けます。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかかけがえないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、年齢や発達に応じて、それにふさわしい配慮がされなければなりません。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を侵すような行為を行ってはなりません。

(1) 命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。

(2) いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。

(3) 健康について気づかわれ、適切な医療が受け

られること。

(4) 愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢や成長にふさわしい環境で生活できること。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

(1) 個性や他者との違いが尊重されること。

(2) プライバシーが守られること。

(3) 安心できる場所で自分を休ませる時間を持つこと。

(4) 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。

(ゆたかに育つ権利)

第9条 子どもは、いろいろなことを身につけ自分をゆたかにしながら、育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

(1) 学ぶこと。

(2) 遊ぶこと。

(3) 文化、芸術、スポーツに親しむこと。

(4) 仲間をつくり、何かのために集まること。

(5) 自然に親しむこと。

(6) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。

(7) 社会に貢献する活動に参加すること。

(意見を表明する権利)

第10条 子どもは、自分と関係が深いことがらについて、自分の考えや意見をはっきり表すことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵したり、信用を傷つけたり、公の秩序に反してはなりません。

(1) 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。

(2) 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。

(支援を受ける権利)

第11条 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑をかけたとき、市や周りの人たちから、適切な支援を受けること

ができます。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障

(家庭での子どもの権利の保障)

第12条 親等は、子どもの健やかな成長のために、最も重い責任と義務を負っています。

2 親等は、育てている子どもが権利を主張したり、使ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言をし、教え導くなど、支援する必要があります。その際、親等は、子どもにとって最もためになることを第一に考えなければなりません。

3 親等は、育てている子どもに対して、虐待など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

4 親等は、子どもを育てることに関して、市から必要な情報や支援を受けることができます。

(育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障)

第13条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるよう支援しなければなりません。その際、育ち学ぶ施設の関係者の責任において、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、障がいのある子どもに配慮し、その子どもができる限り力を出せるよう、適切な支援を特に行わなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、その施設で事故などがおこらないようにいつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対して、虐待や体罰など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

5 育ち学ぶ施設の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。

6 育ち学ぶ施設の関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り扱わなければなりません。

7 育ち学ぶ施設の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互いに連絡し協力し合い、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。

(地域での子どもの権利の保障)

第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう努力しなければなりません。

2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環境を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための手助けをするよう努力しなければなりません。

4 市民は、第1項から第3項までのことを行うに当たって、親等、市、育ち学ぶ施設の関係者、関係機関および関係団体と互いに連絡し協力し合うよう努力しなければなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第15条 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します。

2 市は、子どもが市政などに対して持つ考えや思いを反映させる機会をつくるよう努力します。また、市がつくった育ち学ぶ施設や子どもが利用する施設などで、子どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します。

3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えます。

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済

第16条 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵害について相談し、または権利の侵害から救われるよう求めることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談について速やかに対応します。

3 市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要があると判断したときは、適切な措置をとります。その際には、関係機関や関係団体と互いに連絡し協力し合います。

第6章 雑則

第17条 この条例に定めるもののほかに必要な事項は、市長および教育委員会等が定めます。

付 則

この条例は、公布の日から施行します。

小金井市子どもオンブズパーソン設置条例

令和4年2月17日制定

(設置)

第1条 小金井市子どもの権利に関する条例(平成21年条例第11号)第16条の規定に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、市長の附属機関として、小金井市子どもオンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。
- (2) 市の機関 市の執行機関をいう。

(職務の内容)

第3条 オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告等を行うこと。
- (3) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(オンブズパーソン)

第4条 オンブズパーソンの定数は、3人以内とする。

- 2 オンブズパーソンは、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 オンブズパーソンの任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、後任のオンブズパーソンの任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 オンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行い、必要に応じて合議により行う。

(解嘱)

第5条 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又はオンブズパーソンに職務上の義務違反その他オンブ

ズパーソンとしてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

- 2 オンブズパーソンは、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。

(兼職の禁止)

第6条 オンブズパーソンは、衆議院議員もしくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員もしくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 オンブズパーソンは、前項に定めるもののほか、公正かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職業等と兼ねることができない。

(代表オンブズパーソン)

第7条 オンブズパーソンのうちから代表オンブズパーソン1人を置き、オンブズパーソンの互選により定める。

- 2 代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンを代表し、会議を総理する。

- 3 代表オンブズパーソンに事故があるとき、又は代表オンブズパーソンが欠けたときは、オンブズパーソンのうちから代表オンブズパーソンがあらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(オンブズパーソンの責務)

第8条 オンブズパーソンは、職務を行うに当たっては、子どもの権利を実現するために、子ども一人一人に寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、当該子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくよう努めなければならない。

- 2 オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害の早期発見及び予防に努めなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、専門性のある立場から公正に職務を遂行しなければならない。
- 4 オンブズパーソンは、関係する市の機関等と連携し、及び協力し、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 5 オンブズパーソンは、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。
- 6 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 7 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(市の機関の責務)

第9条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての人の責務)

第10条 何人も、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(相談及び申立て)

第11条 何人も、オンブズパーソンに対し、全ての子どもの権利の侵害に関する事項について相談し、又は侵害を取り除くための申立てをすることができる。

2 オンブズパーソンは、相談又は申立てがあった場合は、相談に応じ、又は申立てを受けなければならない。

3 オンブズパーソンは、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

(1) 市内に住所を有する子どもに係る事項

(2) 市外に住所を有する子どもに係る事項であって、相談又は申立ての原因となった事実が市内で生じたもの

4 オンブズパーソンは、相談又は申立ての継続支援過程においてその対象となる者が子どもに該当しなくなった場合は、適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

(調査)

第12条 オンブズパーソンは、申立てに係る事項について調査をするものとする。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は裁判所において係争中の事案もしくは法律に基づき不服申立ての審理中の事案に関する申立てであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案であるとき。

(3) オンブズパーソンの行為に関する申立てであるとき。

(4) 第3項の同意が得られないとき。ただし、同項ただし書の規定によるものを除く。

(5) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、調査をすること

が明らかに適当でないとき。

2 オンブズパーソンは、前項に定めるもののほか、子どもが子どもの権利の侵害を受けていると認めるときは、自己の発意をもって当該権利の侵害の事実について調査をすることができる。

3 オンブズパーソンは、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合及び前項の規定による調査を行う場合は、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、オンブズパーソンがその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 オンブズパーソンは、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、申立てを行った者（以下「申立人」という。）に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

5 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し、分析、調査又は鑑定等を依頼することができる。

(調査の中止等)

第13条 オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、調査を一時中止し、又は打ち切ることができる。

2 オンブズパーソンは、調査を一時中止し、又は打ち切ったときは、その旨の理由を付して、申立人又は前条第3項の規定により同意を得た者（以下「申立人等」という。）及び次条第1項の規定により通知した市の機関又は第15条第1項後段の規定により通知した市の機関以外のものに対し、速やかに通知しなければならない。

(市の機関に対する調査等)

第14条 オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を開始するときは、当該市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、もしくはその提出を要求し、又は実地調査をすること（以下「事実確認等」という。）ができる。

3 オンブズパーソンは、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整（以下「調整」という。）を行うものとする。

4 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等及び市の機関に対し、速やかに通知するものとする。ただし、調査又は調整の結果、第16条第4項の規定により通知する場合は、この限りでない。

5 事実確認等を求められた市の機関は、その要求等に対して適切に対応しなければならない。

(市の機関以外のものに対する調査等)

第15条 オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、事実確認等について協力を求めることができる。この場合において、調査を開始するときは、オンブズパーソンは、当該市の機関以外のものに対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、調査の結果必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、調整について協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等及び市の機関以外のものに対し、速やかに通知するものとする。

(市の機関に対する勧告等)

第16条 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くために必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正その他必要な措置を講ずよう勧告又は意見表明（以下「勧告等」という。）をすることができる。

2 オンブズパーソンは、前項の規定により市の機関に勧告等をしたときは、当該市の機関に対し、是正その他必要な措置状況について、相当の期限を付して報告を求めるものとする。

3 市の機関は、第1項の規定による勧告等を受けたときは、これを尊重し、是正等の措置を講ずるとともに、指定された期限内にオンブズパーソンに報告しなければならない。この場合において、是正等の措置を講ずることができない特別な理由があるときは、理由を付して報告しなければならない。

4 オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告等をしたとき、及び前項の規定による報告があったときは、その内容を申立人等に速やかに通知しなければならない。

5 オンブズパーソンは、子どもの最善の利益を図

るために必要があると認めるときは、勧告等及び第3項の規定による報告の内容について公表するよう市長に求めることができる。

6 市長は、前項の規定による求めがあったときは、市民に公表するものとし、公表に当たっては、個人情報保護について十分な配慮をしなければならない。

(市の機関以外のものに対する要請等)

第17条 オンブズパーソンは、市の機関以外のものが事実確認等もしくは調整に係る協力の求めに応じないとき、又は調整に協力したにもかかわらず特別な理由なく是正のための取組を行っていないと認められるときは、市長に対し、当該市の機関以外のものに対してこれらの求めに応じ、もしくは是正その他必要な措置を講ずよう要請又は意見表明（以下「要請等」という。）を行うよう求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、市の機関以外のものに対し、要請等を行うものとする。

3 要請等を受けた市の機関以外のものは、適切に対応するよう努めるとともに、当該要請等への対応状況について、可能な限り市長に報告するよう努めるものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容をオンブズパーソンに報告するものとする。

5 オンブズパーソンは、第1項の規定により市長に要請等を行うよう求めたとき、及び前項の規定により市長から報告があったときは、その内容を申立人等に速やかに通知しなければならない。

(活動状況の報告)

第18条 オンブズパーソンは、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに市民に公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第11条から第18条までの規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(特別職の給与に関する条例の一部改正) 略

小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則

令和4年3月31日制定
改正 令和4年8月30日

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例(令和4年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例の例による。

2 条例第2条第1号の規則で定める者は、年齢が18歳又は19歳の者で、次に掲げるものをいう。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める高等学校もしくは中等教育学校又はこれらに準ずる学校に在学している者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設又はこれらに準ずる施設に入所している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(オンブズパーソンの会議)

第3条 条例第7条第2項の会議は、代表オンブズパーソンが招集する。

2 会議は、非公開とする。

3 会議の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(申立て)

第4条 条例第11条第1項の規定による申立ては、オンブズパーソンに申立書(様式第1号)を提出することにより行うものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の規定により申立てを口頭で行う場合は、オンブズパーソンは、申立ての内容を口頭申立記録書(様式第2号)に記録するものとする。

(調査をしない旨の通知)

第5条 条例第12条第4項の規定による通知は、調査対象外通知書(様式第3号)により行うものとする。ただし、申立人等が他の方法による通知を希望するときは、これによらないことができる。

(調査の中止等の通知)

第6条 条例第13条第2項の規定による通知は、調査中止通知書(様式第4号)により行うものとする。ただし、申立人等に通知する場合であって、申立人等が他の方法による通知を希望するときは、これによらないことができる。

(調査の実施)

第7条 条例第14条第1項及び第15条第1項の規定による通知は、調査実施通知書(様式第5号)により行うものとする。

(処理経過等の申立人等に対する通知)

第8条 条例第14条第4項、第15条第3項、第16条第4項及び第17条第5項の規定による申立人等に対する通知は、処理経過等通知書(様式第6号)により行うものとする。ただし、申立人等が他の方法による通知を希望するときは、これによらないことができる。

(結果の通知)

第9条 条例第14条第4項の規定による市の機関に対する通知及び第15条第3項の規定による市の機関以外のものに対する通知は、調査結果通知書(様式第7号)により行うものとする。

(勧告等の通知等)

第10条 条例第16条第1項の勧告等は、勧告・意見表明通知書(様式第8号)により行うものとする。

(是正その他必要な措置についての報告)

第11条 条例第16条第3項及び第17条第3項の規定による報告は、是正その他必要な措置状況についての報告書(様式第9号)により行うものとする。

(公表)

第12条 条例第16条第6項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 小金井市公告式条例(昭和25年条例第11号)

第2条第2項に規定する掲示場への掲示

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法

(要請等の求め)

第13条 条例第17条第1項の要請等の求めは、要請・意見表明要求書(様式第10号)により行うものとする。

(要請等の通知)

第14条 条例第17条第2項の要請等は、要請・意見表明通知書(様式第11号)により行うものとする。

(相談・調査専門員)

第15条 オンブズパーソンの職務の遂行を補助するため、相談・調査専門員を置く。

(身分証明書)

第16条 オンブズパーソン及び相談・調査専門員は、調査又は調整をするときは、身分証明書(様式第12号)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公印)

第17条 オンブズパーソンの公印の名称、ひな型番号、書体、寸法、材質、ひな型、用途及び個数は、別表に定めるところによる。

2 前項の公印は、児童青少年課長が管守する。

3 第1項の公印の取扱い等については、小金井市公印規則(昭和59年規則第8号)

の例による。

(庶務)

第18条 オンブズパーソンの庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条から第14条までの規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、別に規則で定める日から施行する。

付 則(令和4年8月30日)

この規則は、公布の日から施行する。

小金井市子どもオンブズパーソン 令和6(2024)年度活動報告書

令和7年(2025)年7月 発行

〒184-0012 東京都小金井市中町三丁目9番10号 Costa4階
TEL 042-316-1770(事務局) メール s050699@koganei-shi.jp

こがねいし 小金井市 × こどもたちの権利 けんり

子ども向けサイト
2023年 START!



こがねいし 小金井市 × こどもたちの権利
公式ホームページ



どんなことでも
だいじょうぶ!
あんしん そうだん
安心して相談してね。

こどもオンブズパーソン 相談方法

あ 会って・電話で

フリーダイヤル(子ども専用)
0120-770-977

おとな用 **042-388-4370**

相談できる曜日・時間

曜日	時間
月・火・水・金	午後1時～午後7時
土	午前10時～午後4時

メールで いつでも

専用入力フォームから相談できるよ

てがみ 手紙で いつでも

あてさき
〒184-0012
こがねいし なかちよう
小金井市中町3-9-10 Costa4階
こどもオンブズパーソンあて

こ ども の け ん り を じ つ げ ん
子どもの権利を実現する

小金井市

こども
オンブズ
パーソン



小金井市子どもオンブズパーソン相談室

〒184-0012 小金井市中町3-9-10 Costa 4階

小金井市 子どもオンブズ

